





## はじめに

札幌市では、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像として掲げ、誰もが生きがいと誇りを持ちながら、互いにつながり支え合うことで生きる喜びと幸せが感じられる、心豊かで笑顔になれるまちの実現に向けて取り組んできました。

その取組のひとつとして、超高齢社会を見据え、安心して福祉や介護サービスを受けることができる地域づくりなども進めてきましたが、今後、更なる高齢化の進展に伴い、認知症高齢者や単身世帯高齢者の増加が見込まれることから、権利擁護支援の必要性も一層高まっていくものと考えられます。

その中で、成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利や生活を守るための重要な手段であり、当該制度の利用を含めた権利擁護支援を進めていくことは、札幌市が目指すべき都市像の実現に資するものとなります。

そのため、札幌市では、ご本人の尊厳を守っていくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ」を基本理念に掲げ、新たに「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定いたしました。

今後は、基本理念の実現に向け、権利擁護支援を必要とする方を速やかに適切な支援に繋げるための地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関を整備するとともに、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組む体制づくりを進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました審議会・権利擁護部会委員をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

2021年(令和3年)3月

札幌市長 秋元克広



<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
(1) 計画の根拠	
(2) 市の総合計画との関係性	
(3) 市の他の個別計画との関係性	
(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関係性	
3 計画期間	6
4 計画の策定体制	6
「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置	
<b>第2章 計画策定の背景</b>	<b>9</b>
1 国の動向	10
(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律	
(2) 成年後見制度利用促進基本計画	
2 成年後見制度を取り巻く現状	12
(1) 全国における成年後見制度の利用状況	
(2) 札幌市の成年後見制度の利用状況	
(3) 札幌市の認知症高齢者の状況	
(4) 札幌市の高齢単身世帯の状況	
(5) 札幌市の知的障がい者及び精神障がい者の状況	
(6) 成年後見制度に関する事業の現状	
(7) 成年後見制度に関する市民意識	
3 成年後見制度に関する課題	26
<b>第3章 計画の理念・目標と施策の体系</b>	<b>27</b>
1 基本理念	28
2 基本目標	29
3 施策の体系	30

---

<b>第4章 施策の展開</b>	<b>31</b>
<b>基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します</b>	<b>32</b>
施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築	33
(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置	
(2) 地域連携ネットワークの機能の整備	
(3) 専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置	
(4) チームによる後見活動の推進	
<b>基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます</b>	<b>37</b>
施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施	38
(1) 制度周知のための広報・啓発活動	
(2) 関係機関の職員に対する研修の実施	
(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進	
(4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施	
施策3 成年後見制度利用支援事業の推進	40
(1) 市長申立ての実施	
(2) 申立費用及び報酬費用助成の実施	
施策4 後見人となる人材の育成・活用	41
(1) 市民後見人の養成	
(2) 法人後見の推進	
施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備	42
(1) 日常生活自立支援事業からの移行支援	
(2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり	
<b>基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます</b>	<b>44</b>
施策6 後見活動を支援する仕組みづくり	45
(1) 後見活動に関する相談体制の整備	
(2) チームに対する支援	
(3) 専門職等との連携の強化	

---

## 第5章 計画の推進について 47

計画の推進体制	48
(1) 市民、関係団体、行政等による連携した計画の推進	
(2) 計画の進行管理・評価	
(3) 成果指標	

---

## 資料編 51

1 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会	52
(1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿	
(2) 権利擁護部会委員名簿	
(3) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会での検討経過	
2 成年後見制度に関する市民意識調査	55
3 パブリックコメント	62
(1) 実施概要	
(2) 結果概要	
(3) 意見に基づく計画案の修正点	
(4) 意見の概要と札幌市の考え方	

### 【漢字の表記について】

札幌市では、障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使っています。

## 第1章

# 計画の策定 にあたって

計画策定の趣旨

計画の位置づけ

計画期間

計画の策定体制

## 1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の権利や財産を守るため、身上保護(健康や療養等に関する法律行為)や財産管理、契約等の法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任する制度です。1999年(平成11年)の民法の一部改正で従来の禁治産者制度に代わって制定され、2000年(平成12年)4月から施行されています。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、この点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されました。

また、今後も、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくものと考えられます。

しかしながら、近年の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

そこで、国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定、実施するため、2016年(平成28年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」という。)を施行し、2017年(平成29年)3月には、促進法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定しました。

札幌市においても、制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することといたしました。

本計画では、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援(※)に取り組むことで、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる共生のまちづくりを目指していきます。

※権利擁護支援とは、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です

## 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分ではない人(以下「本人」という。)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

### ●任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。本人の判断能力が低下した場合に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

### ●法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の人
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

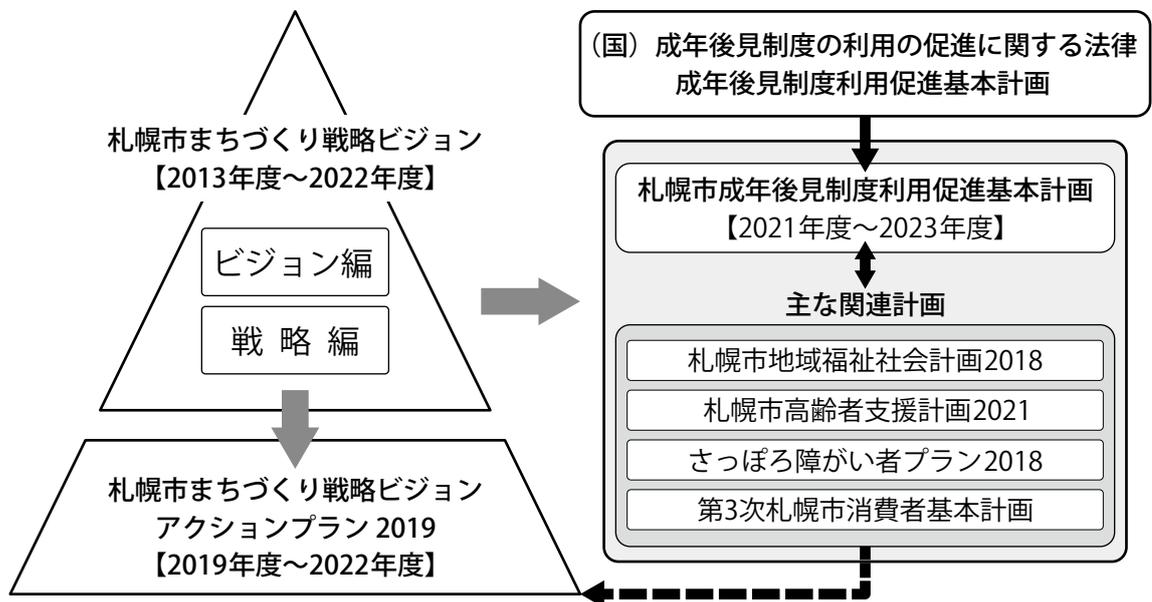
## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の根拠

本計画は、札幌市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を定めた計画であり、促進法第14条第1項に基づき策定しています。

### (2) 市の総合計画との関係性

本計画は、総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョン[2013年(平成25年)策定]の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、札幌市の成年後見制度の利用促進に関する施策を具体化するものです。



### (3) 市の他の個別計画との関係性

札幌市では、対象(高齢者、障がいのある人など)や、分野(福祉・医療など)ごとに個別計画を策定し、各種施策を推進しています。本計画は、成年後見制度に関する個別計画であり、体系上の関連計画である「札幌市地域福祉社会計画2018」などとの整合、連携を図ります。

#### (4) SDGs(持続可能な開発目標)との関係性

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs [エス・ディー・ジーズ])」とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない(no one will be left behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

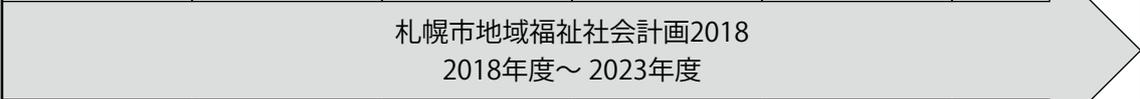
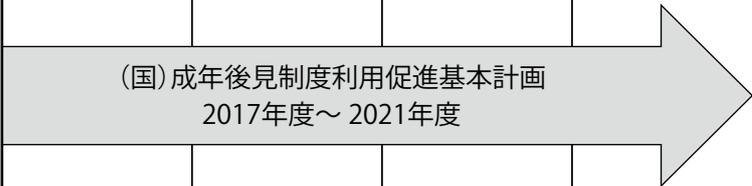
札幌市においては、2018年(平成30年)6月に「SDGs未来都市」に選定されたほか、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019をはじめとした各種計画へSDGsの視点を反映する等、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。本計画においても、17のゴールのうち、あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保して福祉を推進する「3 すべての人に健康と福祉を」を始め、「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に資する取組を推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 3 計画期間

計画期間は、「札幌市地域福祉社会計画2018」と終期を揃え、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間とし、法改正や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
					
					
					

### 4 計画の策定体制

#### 「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置

促進法第14条第2項において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会などの合議制の機関を置くよう努めることとされています。

これを受け、札幌市では、地域福祉計画及び成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び事項を調査審議する「札幌市地域福祉社会計画審議会」を条例設置しました。

本計画の策定にあたっては、成年後見制度に関する専門的な事項について審議を要することから、医療・福祉・学識経験者に加え、成年後見制度に関する福祉関係者や法律分野の専門職で構成される「権利擁護部会」を当審議会に設置し、全5回の審議を経て、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

## 成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

### (基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関(法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **(関係者の努力)**

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **(国民の努力)**

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### **(関係機関等の相互の連携)**

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

### **(市町村の講ずる措置)**

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

## 第2章

# 計画策定の 背景

国の動向

成年後見制度を取り巻く現状

成年後見制度に関する課題

## 1 国の動向

### (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

国は、2016年(平成28年)5月、身上保護を要する人や財産管理等に支障がある人を支援するための重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、制度利用の促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務などを定めた促進法を施行しました。

促進法では、市町村の区域において、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることと規定されたほか、制度の利用促進に関する基本的な事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることと規定されました。

#### 成年後見制度の理念

##### ① ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

##### ② 自己決定権の尊重

成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

##### ③ 身上の保護の重視

成年被後見人等の財産の管理のみならず、成年被後見人の心身や生活の状況に配慮して健康や療養等に関する法律行為を行うこと。

### (2) 成年後見制度利用促進基本計画

国は、2017年(平成29年)3月、促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国基本計画を閣議決定しました。

国基本計画では、成年後見人等が本人の財産管理のみを重視するのではなく、本人の意思を丁寧にくみ取りながら権利を擁護していく意思決定支援・身上保護も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めるものとしています。

また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地

域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組み(以下「地域連携ネットワーク」という。)を構築することを市町村の役割としました。

市町村では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて積極的な役割を果たすとともに、当該ネットワークの役割に資する機能の段階的・計画的な整備に向け、市町村計画を定めるよう努めるものとされました。

### 国基本計画が規定する地域連携ネットワークの3つの役割

#### ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

#### ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

#### ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

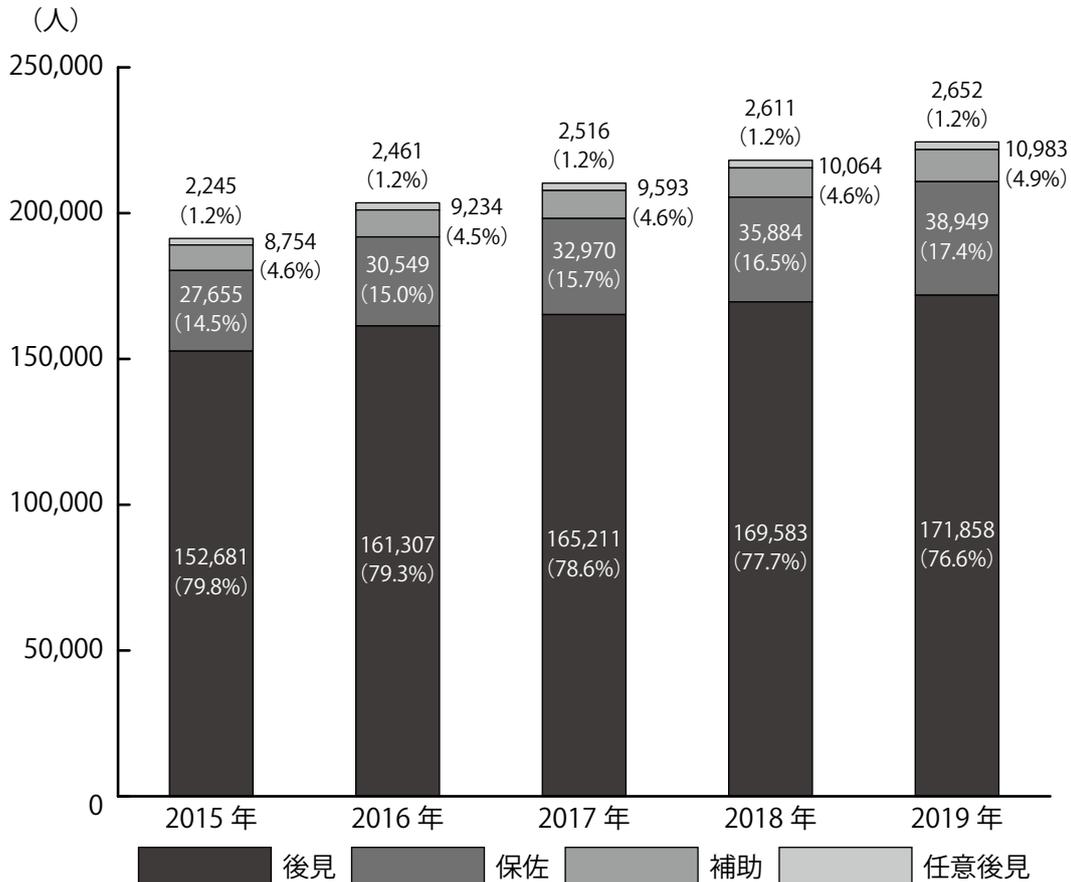
## 2 成年後見制度を取り巻く現状

### (1) 全国における成年後見制度の利用状況

全国の成年後見制度利用者数は、各類型のいずれにおいても年々増加しており、2015年(平成27年)12月末日時点から2019年(令和元年)12月末日時点の4年間で約17.3%増加しています。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれ、当該制度の需要は一層高まるものと考えられていますが、各類型の利用割合を比較すると、2019年(令和元年)12月末日時点では後見の利用が全体の約8割を占め、他の類型と大きな差が生じています。

#### ・全国の成年後見制度利用者数の推移



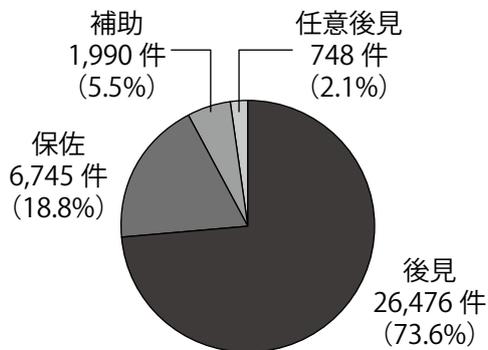
※ グラフ中のカッコ内は総数に対する各類型の割合を示す

※ 2019年中の任意後見契約締結件数は14,102件である

〈資料〉最高裁判所「成年後見関係事件の概況」(各年12月末日時点)

また、2019年(令和元年)の全国における申立件数の各類型の割合を比較すると、成年後見制度の利用状況と同様に、後見開始の申立の割合が全体の約7割を占め、他の申立開始に係る類型と大きな差が生じています。

・全国の成年後見等申立件数



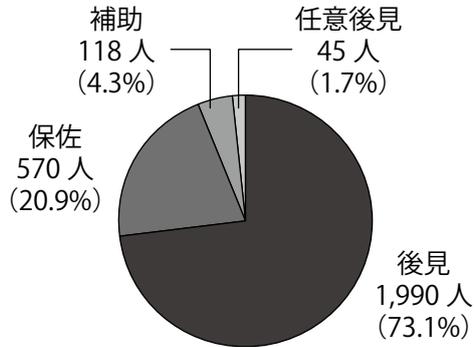
※ 2019年1月から12月までに申立てのあった件数

〈資料〉最高裁判所「成年後見関係事件の概況」

(2) 札幌市の成年後見制度の利用状況

札幌市の成年後見制度の利用者数は、2020年(令和2年)4月1日時点で2,723人であり、全国的な各類型の利用割合と同様、保佐、補助及び任意後見が低い状況にあります。

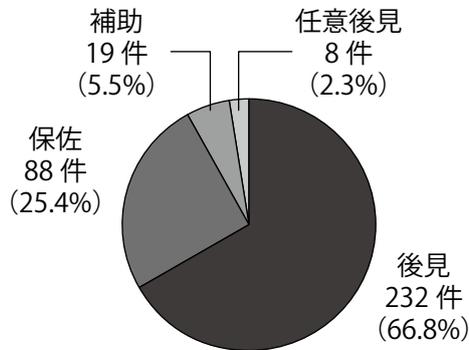
・札幌市の成年後見制度利用者数



※ 2020年4月1日時点で管理継続中の本人数

また、2019年(令和元年)の札幌市における成年後見制度の申立件数は347件であり、制度の利用者数と同様に後見の割合が高く、その他の類型は低い状況にあります。

・札幌市の成年後見等申立件数



※ 2019年に後見等開始審判がなされたもののうち、2020年4月1日時点で管理継続中の事案

〈資料〉札幌家庭裁判所(概数)

### (3) 札幌市の認知症高齢者の状況

札幌市の要介護等認定者に占める認知症高齢者(「認知症高齢者の日常生活自立度(※)」Ⅱ以上の高齢者)は、2020年(令和2年)10月1日時点で59,098人であり、高齢者のおよそ9人に1人が認知症という状況です。

また、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、2040年(令和22年)には、高齢者のおよそ7人に1人が認知症という状況になる可能性があります。

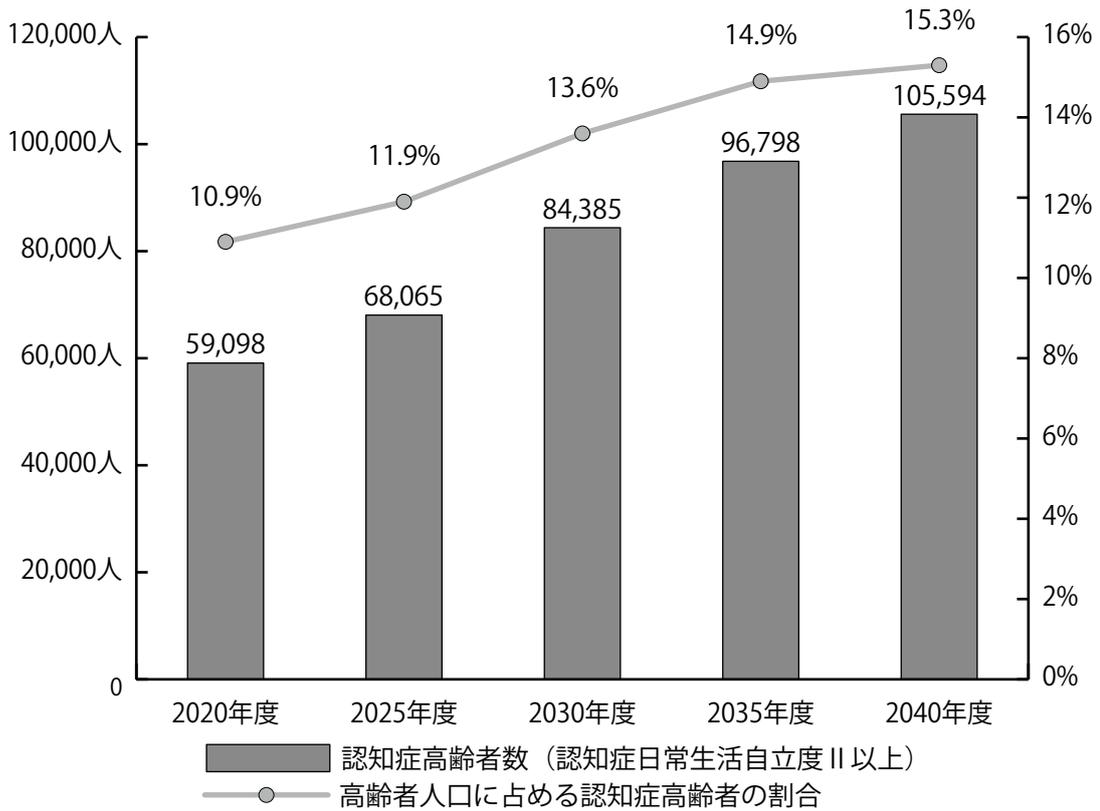
#### 認知症高齢者の考え方

要介護等認定を受けている人のうち、主治医意見書に記載されている「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の人を認知症高齢者としています。

- ・ 日常生活自立度Ⅰ… 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ独立している状態
- ・ 日常生活自立度Ⅱ… 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
- ・ 日常生活自立度Ⅲ… 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
- ・ 日常生活自立度Ⅳ… 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
- ・ 日常生活自立度M… 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

※「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、介護保険制度の要介護等認定で用いる指標のひとつです。この指標は、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的かつ短時間で判断できるように作成されたもので、自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mの8段階があり、それぞれ判断基準が定められています。

・札幌市の認知症高齢者数及び高齢者人口に占める割合の将来見通し



〈資料〉札幌市(各年10月1日時点)

なお、札幌市の高齢者人口に占める認知症高齢者の割合は、65歳から69歳の場合は1.3%ですが、年齢が高くなるほど上昇、90歳以上では52.8%に達し、およそ2人に1人が認知症という状況です。

・札幌市の高齢者人口に占める認知症高齢者の割合(年齢別)

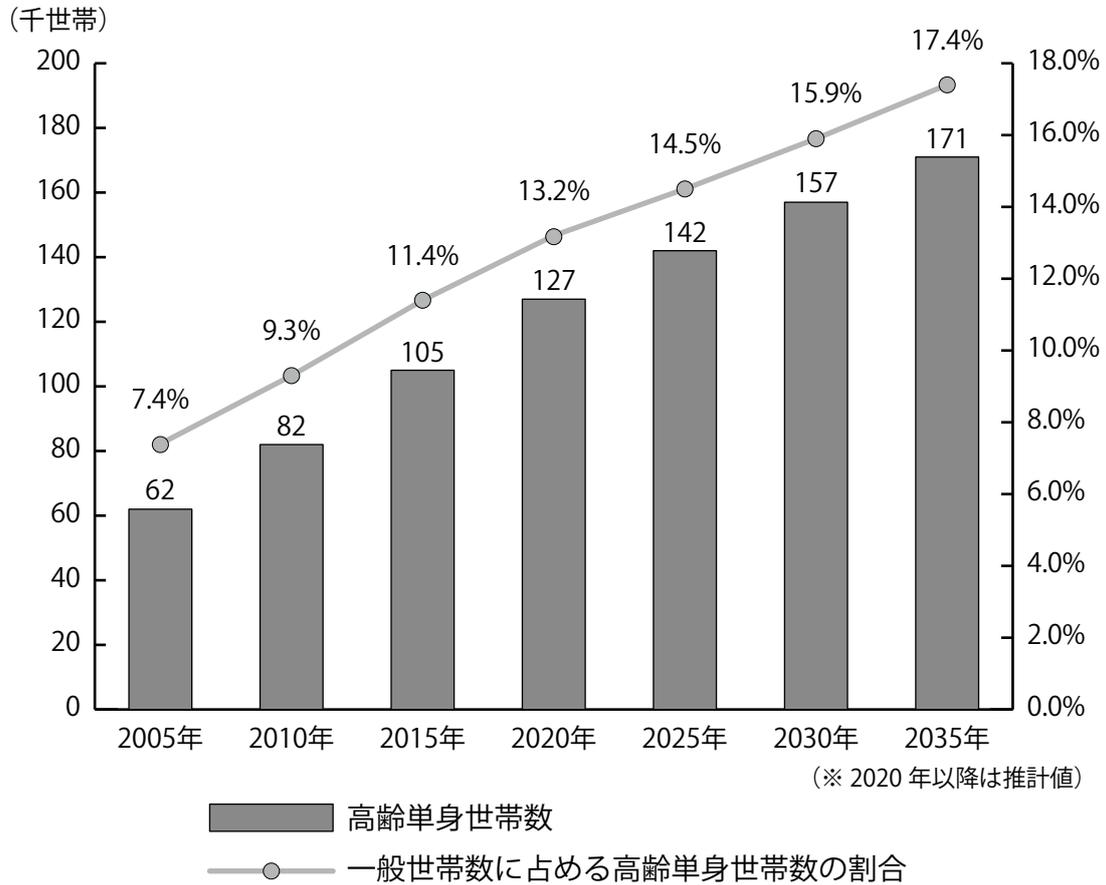
年齢区分	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳以上
割合	1.3%	3.0%	6.8%	15.5%	30.6%	52.5%

〈資料〉札幌市(2020年10月1日時点)

(4) 札幌市の高齢単身世帯の状況

札幌市における高齢単身世帯数は年々増加しており、一般世帯数に占める割合は、2025年には14.5%となり、おおむね7世帯に1世帯が高齢単身世帯となることが見込まれています。

・札幌市の高齢単身世帯数及び一般世帯数に占める割合の将来見通し

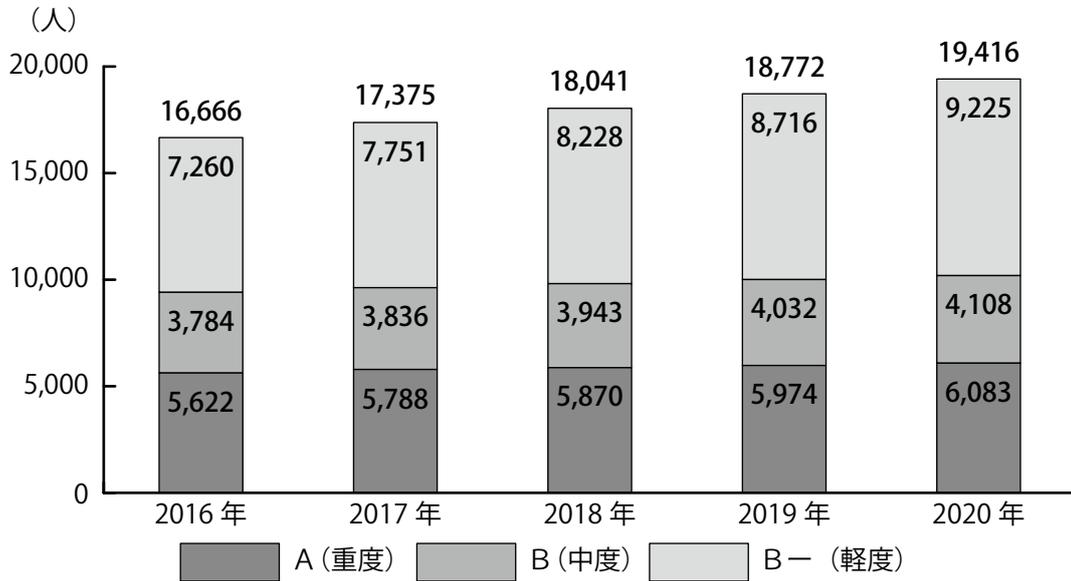


〈資料〉札幌市(各年10月1日時点)

(5) 札幌市の知的障がい者及び精神障がい者の状況

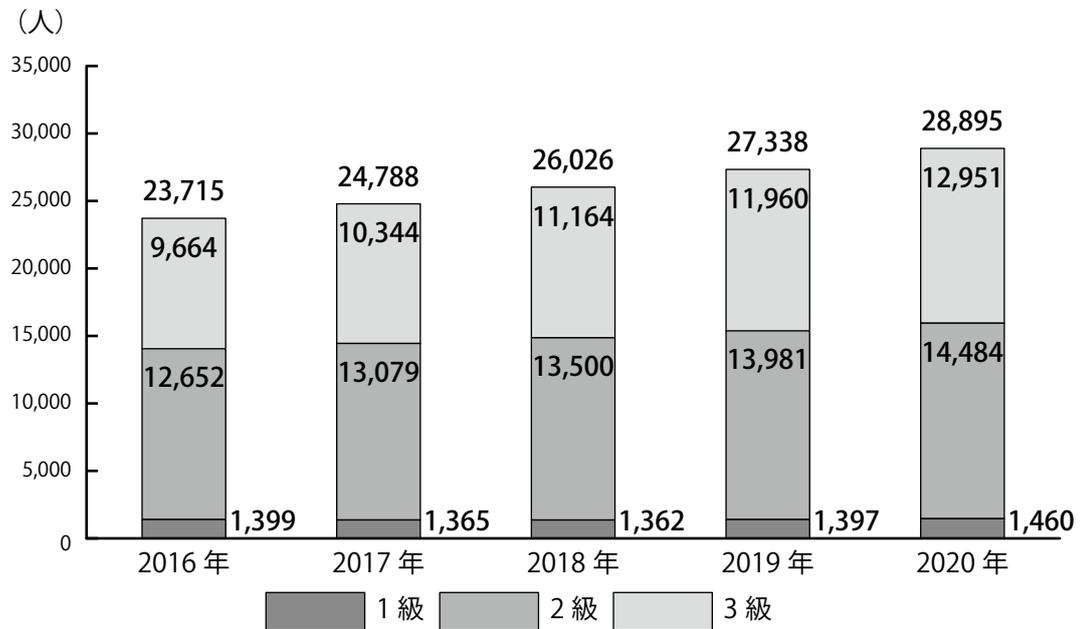
札幌市の療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。

・札幌市の療育手帳所持者の障がい程度別推移



〈資料〉札幌市(各年3月31日時点)

・札幌市の精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい程度別推移



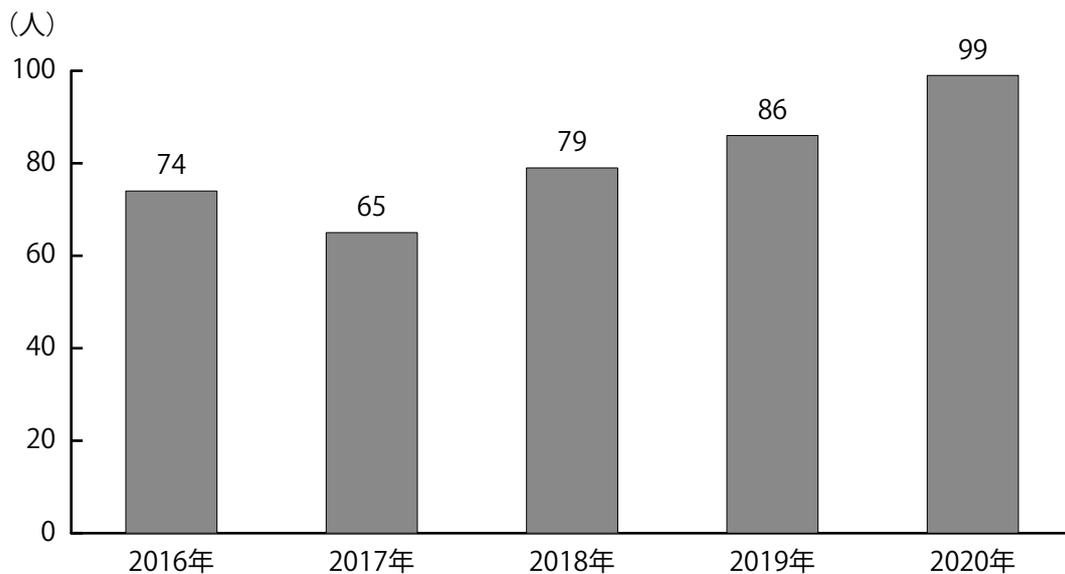
〈資料〉札幌市(各年3月31日時点)

## (6) 成年後見制度に関する事業の現状

## ア 市民後見推進事業

札幌市では、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要に対応するため、2014年度(平成26年度)から、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が成年後見人等として活動する「市民後見人」を養成するとともに、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

## ・札幌市の市民後見人候補者名簿の登録者数の推移



※札幌市では、市民後見人候補者養成年度の翌4月1日を基準として名簿に登録しています。なお、2016年度は受任件数が少ないことを考慮して、養成を実施していません。

〈資料〉札幌市(各年4月1日時点)

また、札幌市では、1人の成年被後見人等に2人の市民後見人が就任して後見業務を実施しています。これは、市民後見人相互で協力しながら本人を支援することや、より多くの後見活動経験者を輩出するだけでなく、相互牽制による不正防止を図る点で有効です。

なお、市民後見人による受任件数は年々増加しています。

## ・札幌市の市民後見人の受任件数(累計)

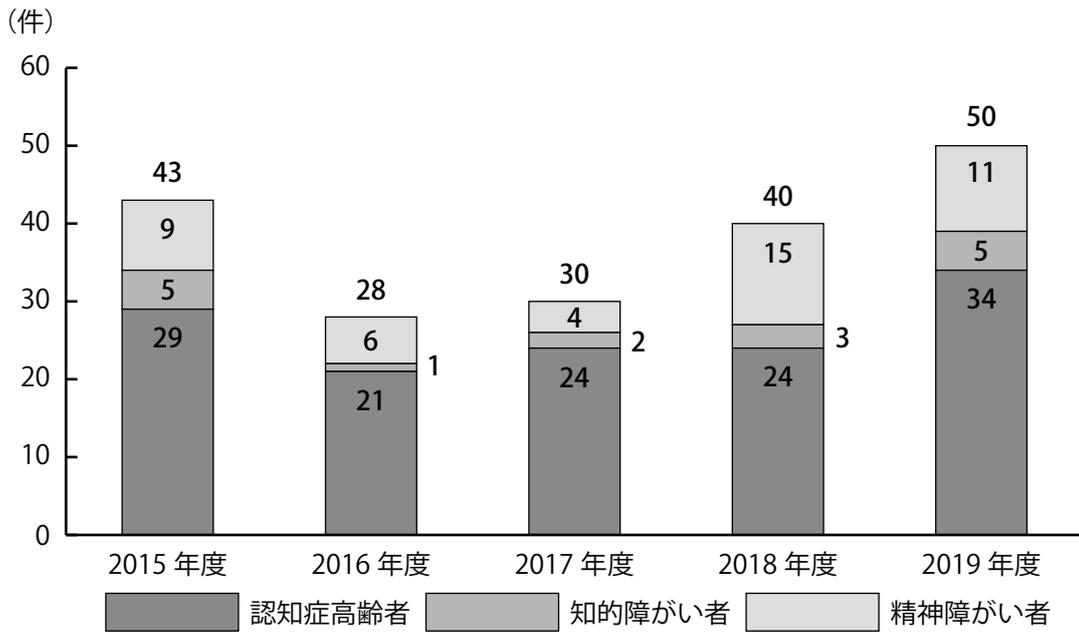
2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1件	6件	10件	15件	20件

## イ 成年後見制度利用支援事業

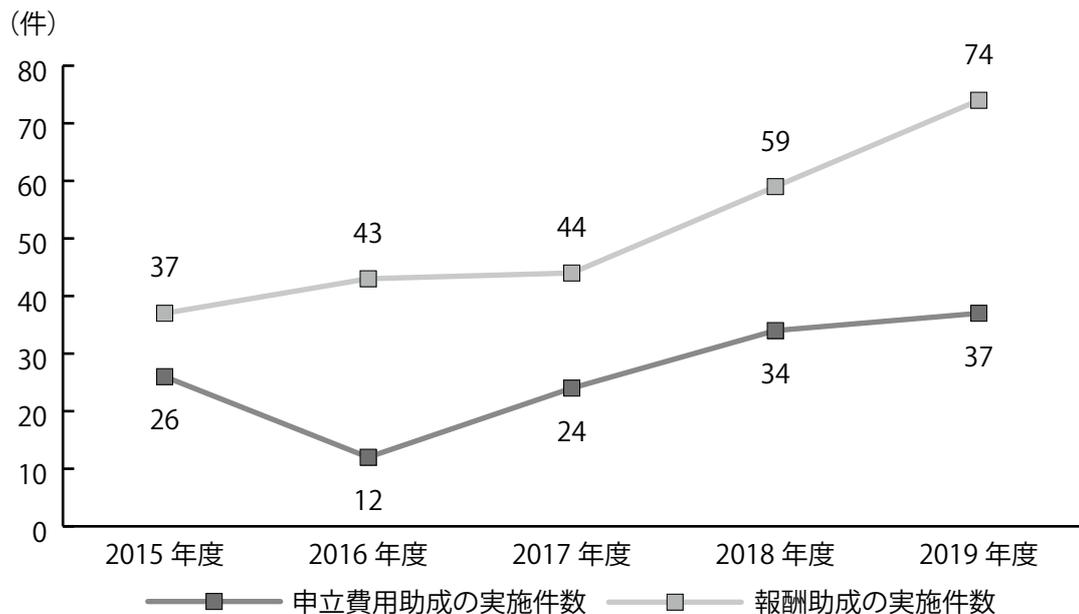
札幌市に居住する身寄りのない認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等を行う必要がある場合、市長が家庭裁判所に対して成年後見等開始の審判を申立てることができ、その申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

なお、市長申立件数等は、2016年度(平成28年度)から増加傾向にあります。

### ・札幌市の市長申立件数の類型別推移



### ・札幌市の申立費用及び報酬助成の実施件数の推移



〈資料〉札幌市

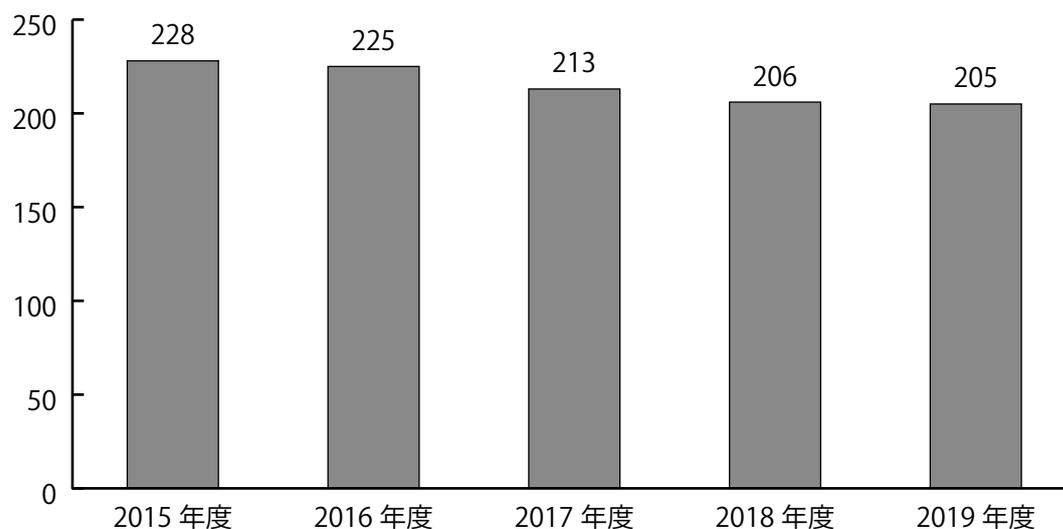
## ウ 日常生活自立支援事業

札幌市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送るうえで支障がある人に、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスなどを行っており、札幌市ではその活動を支援しています。

なお、日常生活自立支援事業の実契約件数については、200件程度で推移しています。

### ・日常生活自立支援事業の各年度の実契約件数

(実契約件数)



〈資料〉札幌市社会福祉協議会(各年度末日時点)

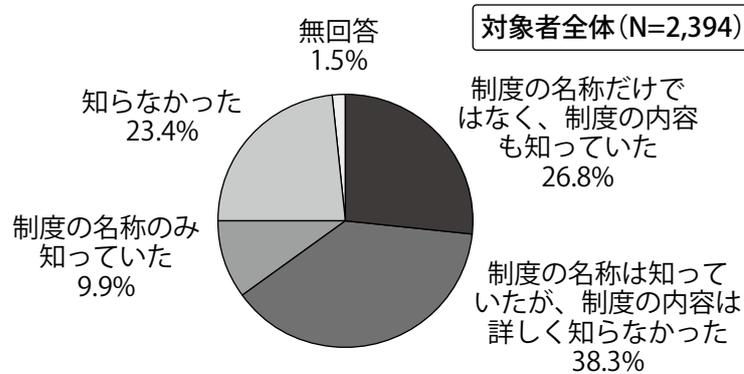
## (7) 成年後見制度に関する市民意識

成年後見制度に関する市民意識を把握し、現状の課題等を整理することを目的として、2018年(平成30年)12月、無作為抽出した札幌市民5,000人(満18歳以上の男女)を対象に市民意識調査を実施しました。

なお、調査票の回収数は2,394通であり、回収率は47.9%でした。

### ア 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「名称だけではなく制度の内容も知っていた」と回答した市民は約3割です。一方、「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らなかった」「制度の名称のみ知っていた」「知らなかった」と回答した市民を合わせると約7割にのぼります。



#### 成年後見制度の認知度別分類

「制度の名称だけではなく、制度の内容も知っていた」

⇒成年後見制度の内容を知っていた人……26.8%

「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らなかった」

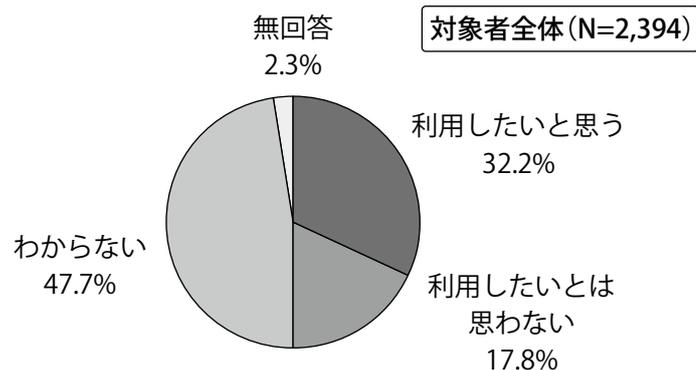
⇒成年後見制度の内容を詳しく知らなかった人……38.3%

「制度の名称のみ知っていた」+「知らなかった」

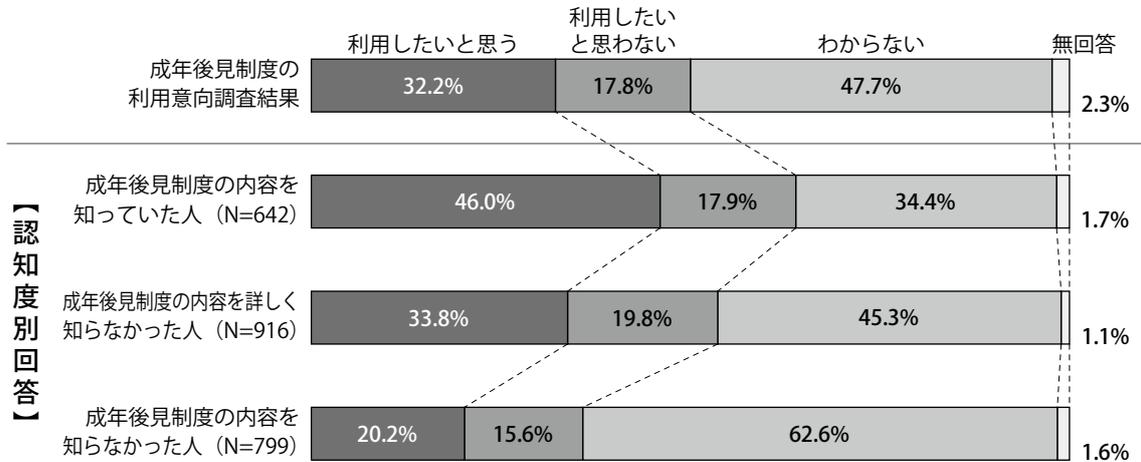
⇒成年後見制度の内容を知らなかった人……33.3%

### イ 成年後見制度の利用意向

将来的に自分自身の判断能力が不十分となった場合に、成年後見制度を「利用したいと思う」と回答した市民は約3割となっています。

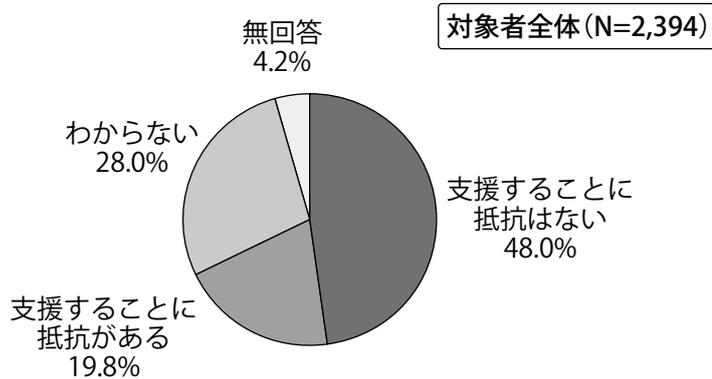


また、成年後見制度の内容を知っていた人のうち、当該制度を「利用したいと思う」と回答した市民は約5割であるのに対し、制度の内容を知らなかった人の同回答は約2割となっています。

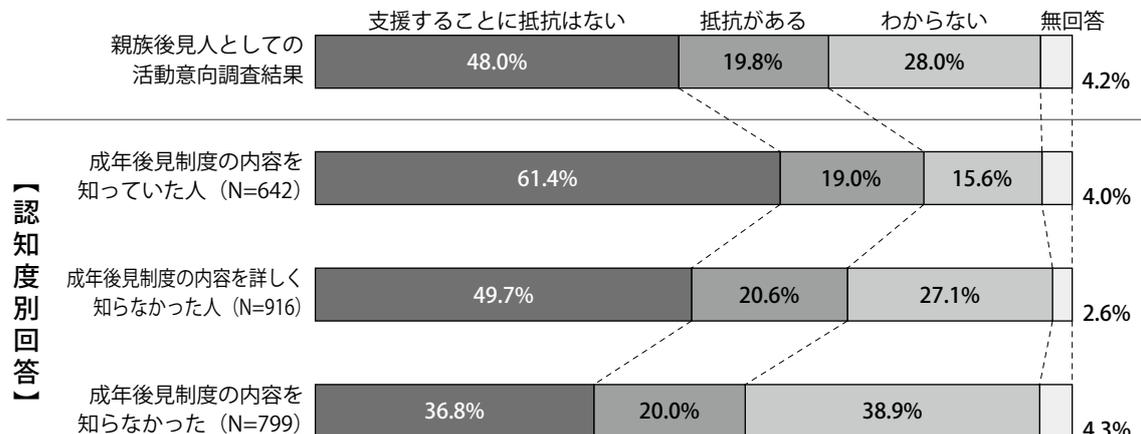


### ウ 親族後見人としての活動意向

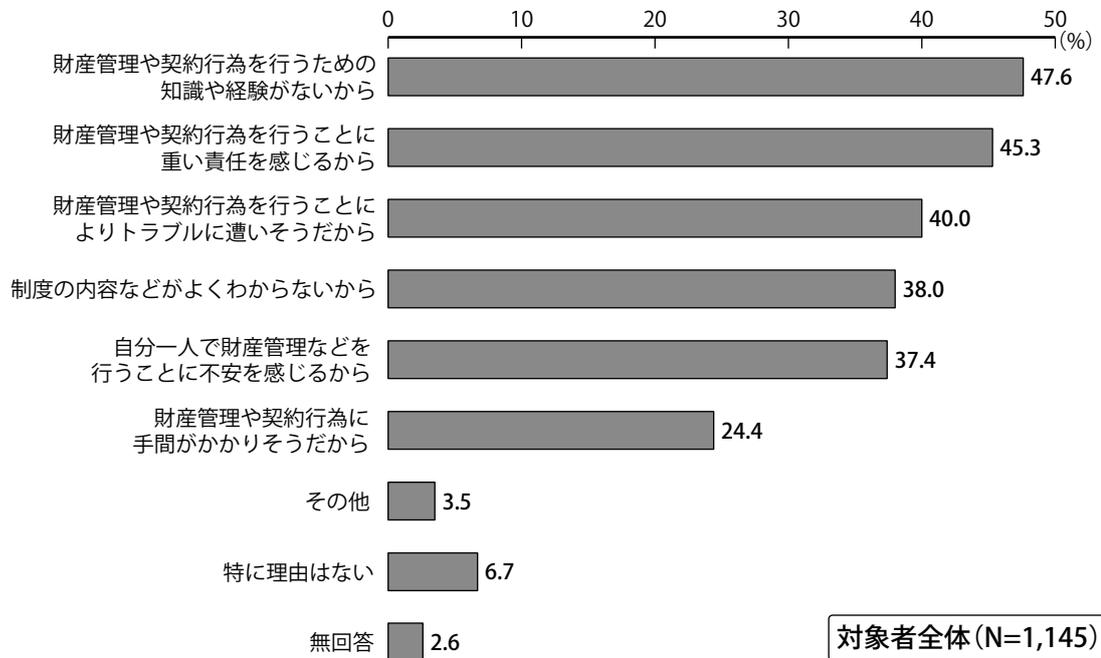
親族の判断能力が不十分となった場合、親族後見人となって「支援することに抵抗はない」と回答した市民は約5割を占めています。



また、成年後見制度の内容を知っていた人のうち、「支援することに抵抗はない」と回答した市民は約6割であるのに対し、制度の内容を知らなかった人の同回答は約4割となっています。

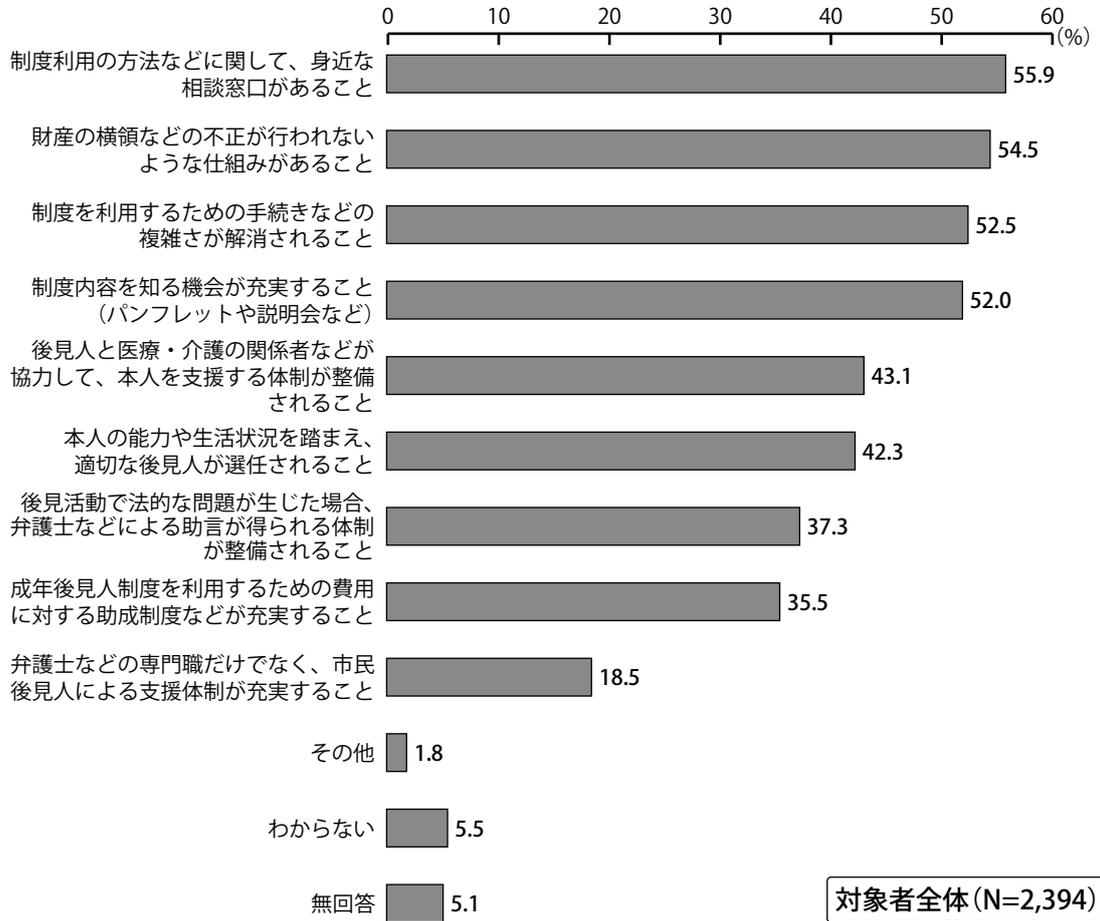


なお、親族後見人となって支援することに「抵抗がある」「わからない」と回答した方に理由をお聞きしたところ、「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから」が最も高く、次いで「財産管理や契約行為を行うことに重い責任を感じるから」となっています。



## エ 成年後見制度の利用促進のために重要なこと

当該制度が利用しやすくなるために、市民が重要であると考えていることは、「制度利用の方法などに関して身近な相談窓口があること」などの割合が高くなっています。



### 3 成年後見制度に関する課題

札幌市における成年後見制度の利用状況や、市民意識調査の結果から見えてくる主な課題は以下のとおりと考えられます。

#### 成年後見制度の利用状況における課題

##### 【課題1】 成年後見制度が十分に活用されていない

成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は、2020年(令和2年)4月1日時点で58,783人おり、また、同年3月31日時点の知的障がい者は19,416人、精神障がい者は28,895人います。一方、成年後見制度の利用者は同年4月1日時点で2,723人とどまり、全国的な利用状況と同様に、制度が十分に活用されているとは言えないため、権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる体制を整備する必要があります。

##### 【課題2】 保佐、補助及び任意後見の利用割合が低い

全国的な成年後見制度の各類型の利用割合と同様、札幌市においても後見の利用割合が約8割を占め、その他の類型の利用割合が低い状況であるため、利用者の能力に応じたきめ細やかな対応や、利用者の自発的意思を反映させていく必要があります。

#### 市民意識調査により把握した課題

##### 【課題3】 成年後見制度が市民に知られていない

成年後見制度の内容を知っていたと回答した市民は約3割にとどまり、認知度が低い状況です。また、認知度が上がることで制度の利用意向が高まるとともに、親族後見人として支援することへの抵抗もなくなるものと考えられることから、広報・啓発活動を実施していく必要があります。

##### 【課題4】 成年後見制度に関する相談支援体制が整備されていない

親族後見人となり支援することに抵抗がある理由に「財産管理等を行う知識や経験がない・重い責任を感じる」と回答した市民が多く、また、制度利用の方法などに関して身近な相談窓口の設置が市民から求められていることから、当該制度に関する相談支援体制を整備する必要があります。

## 第3章

# 計画の理念・ 目標と 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の体系

## 1 基本理念

### 一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ

権利擁護支援は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるように支援するもの」です。

認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人の中には、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要がある場合があります。権利擁護支援が必要な人を発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の市民・関係団体等が権利擁護支援の必要性や重要性を理解したうえで、それぞれの役割を果たしながら地域全体で取り組むことが期待されています。

また、本人らしい生活が実現できるよう、財産管理に留まらず、本人の意思が尊重され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援も重要となります。

このような背景から、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられる共生のまちづくりを目指していきます。



## 2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標Ⅰ

#### 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護が必要な人を適切な支援につなげていくためには、地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制の構築が重要です。そのため、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するとともに、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核となる機関(以下「中核機関」という。)を設置します。

### 基本目標Ⅱ

#### 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を活用できる仕組みをつくる必要があります。成年後見制度を必要とする人が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行います。

### 基本目標Ⅲ

#### 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、より一層の支援が必要となります。そのため、成年後見人等が、地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動が行われるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整えていきます。

### 3 施策の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、札幌市は6つの施策を展開していきます。6つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく 生きられる 共生のまちさっぽろ	I 成年後見制度の利用を 促進するための 体制を整備します	1 権利擁護支援の体制整備と 地域連携ネットワークの構築 ※ 課題1～4に対応
	II 誰もが等しく安心して 成年後見制度を 利用できる仕組みを 整えます	2 制度利用につながる情報提供や 相談の実施 ※ 課題1～4に対応
		3 成年後見制度利用支援事業の 推進 ※ 課題1・4に対応
		4 後見人となる人材の育成・活用 ※ 課題4に対応
		5 適切な権利擁護支援につなげる ための体制の整備 ※ 課題1に対応
	III 後見人が活動しやすい 環境づくりを進めます	6 後見活動を支援する 仕組みづくり ※ 課題4に対応

## 第4章

# 施策の展開

- 基本目標Ⅰ 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します
- 基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます
- 基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

## 基本目標 I

成年後見制度の利用を促進するための  
体制を整備します

### 施策 1

権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

## 施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

### 【現状と課題】

家族や地域のつながりの希薄化が進む今日、判断能力が不十分で金銭管理などの日常生活に支障を来す場合や、自らSOSを発信することが難しいなど、生きづらさを抱える人の尊厳が脅かされる場面が多くなってきています。

例えば、身の回りの世話をしてもらうために必要な介護サービスなどの契約をすることが難しかったり、自分に不利益な契約であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、悪徳商法などの消費者被害にあうなどの問題が発生しています。

また、身近な家族などが、本人の同意なしに財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの経済的虐待を行うなどの問題も発生しています。

そのため、権利擁護が必要な人を発見し、速やかに適切な支援に結び付けるとともに、本人らしい生活を守るための制度として、成年後見制度を利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制が求められています。

### 【施策の方向性】

- ・札幌市の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進の強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークを構築します。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークを構成する団体が役割分担し、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を促進していきます。
- ・地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、当該ネットワークのコーディネーター等を行う中核機関を設置します。
- ・成年後見人等が成年被後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。

## 【主な取組】

### (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置【新規】

札幌市の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネート等を行う中核機関を設置します。

中核機関では、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護支援に関する広報・啓発活動や制度利用等に関する相談対応に取り組みます。

また、成年後見人等への適切な支援が行えるよう、家庭裁判所と情報交換、調整等を行い、制度に関わる各種個人・団体の情報を集積し、相互の連携の強化を図ります。

### (2) 地域連携ネットワークの機能の整備【新規】

成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が3つの役割(詳細はP.11記載)を念頭に、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら、地域連携ネットワークを構築します。

そのうえで、成年後見制度の利用の促進に資する下記の4つの機能について、地域連携ネットワークを構成する団体と分担しながら、本計画において段階的に整備していきます。

#### 4つの機能

##### ① 広報機能

権利擁護支援に関する理解や関心を深め、支援を必要とする人を発見し、支援につなげることの重要性などについて周知・啓発する

##### ② 相談機能

権利擁護支援を必要とする人や関係者等からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて本人への支援が図られる体制をつくる

##### ③ 利用促進機能

本人がメリットを感じられる成年後見制度の利用に向け、支援内容や適切な候補者等を検討するほか、市民後見人等の育成・活動支援を行う

##### ④ 後見人支援機能

親族後見人や市民後見人等から日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、関係者がチームとなって対応する体制をつくる

### (3) 専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置【新規】

地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体等を構成員とする札幌市成年後見制度協議会(以下「協議会」という。)を設置します。

なお、中核機関が同協議会の事務局を担い、地域連携ネットワークのコーディネートを行うことで、当該制度の利用促進を図るための連携体制を強化していきます。

### (4) チームによる後見活動の推進【新規】

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援に結び付ける機能を強化するための仕組みとして、「チーム」による後見活動を推進します。

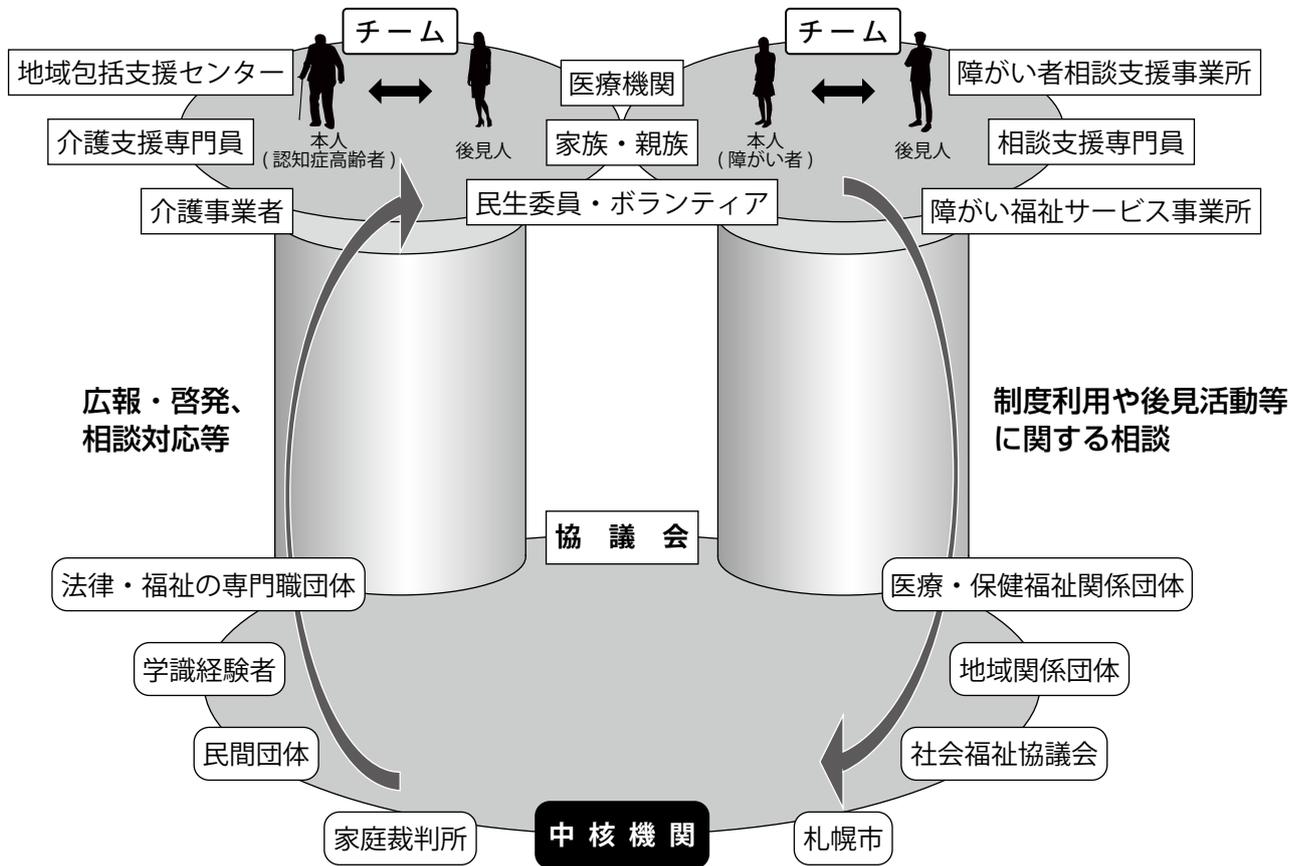
権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は、これに成年後見人等が加わる形でチームとして関わる体制づくりを主体的に進め、日常的な関わりを通して本人の意思決定支援や身上保護等が行なわれるよう推進していきます。

中核機関では、関係者に対する研修等を通じてチーム化への意識醸成を図るとともに、後見活動における相談時において、チームとして望ましい構成を助言するなど、必要に応じてチームによる後見活動を推進します。

また、さまざまな理由で成年後見制度に結び付かなかった場合には、引き続き、本人に関わった関係機関が地域連携ネットワークを活用し、継続的に意思決定支援を行いながら適切な権利擁護支援につないでいけるよう働きかけを行います。

なお、チームで本人を支援する体制等を整備することで、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じる不正事案の発生を未然に防ぐとともに、本人に対する経済的虐待や横領等の兆候を早期に把握し、被害を最小限に食い止めることも可能となります。

### 地域連携ネットワークのイメージ



- 中核機関では、札幌市の権利擁護支援・成年後見制度の利用促進の強化に向けた進捗管理、地域連携ネットワークのコーディネートや協議会の事務局等を担う

## 基本目標Ⅱ

誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます

### 施策2

制度利用につながる情報提供や相談の実施

### 施策3

成年後見制度利用支援事業の推進

### 施策4

後見人となる人材の育成・活用

### 施策5

適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

## 施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施

### 【現状と課題】

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが市民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。

札幌市における市民意識調査(2018年(平成30年)12月実施)でも、当該制度が利用しやすくなるために、市民が重要であると考えていることのひとつとして、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」の割合が高くなっており、これを理由に制度利用に至らないケースもあるため、利用を促進するうえで課題のひとつと考えられます。

また、成年後見制度の認知度は低く、市内で当該制度を利用している人数は、制度を利用するニーズが高いと思われる認知症高齢者等の人数と比較すると、著しく少ない状況にあります。

そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い施設や医療機関の職員等に対しても、制度の周知啓発を行うとともに、権利擁護に関する相談対応等を実施していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・成年後見制度が市民にとって利用しやすいものとなるよう、成年後見制度の理解を深めるための周知啓発を進めます。
- ・成年後見制度を含めた適切な権利擁護支援に結び付けるために相談・対応体制を充実させます。
- ・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等への研修を行います。

**【主な取組】****(1) 制度周知のための広報・啓発活動【レベルアップ】**

札幌市においては、これまで、成年後見制度に関わる専門職団体や札幌市社会福祉協議会などで、一般市民向けの周知や啓発活動を行ってきました。

そのため、新たに設置する中核機関では、これらの機関と連携を図り、パンフレット等を活用した制度周知、フォーラムやセミナー、相談会等の開催など、市民や関係機関に幅広く制度内容や相談窓口についての周知を図るための広報・啓発活動を行います。

その際には、日常生活自立支援事業や任意後見・保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を念頭において広報・啓発活動を行います。

**(2) 関係機関の職員に対する研修の実施【新規】**

権利擁護支援が必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談対応を行うとともに、チームによる後見活動を推進するためには、日常的にこれら対象者に接する機会が多い関係者の意識醸成が不可欠です。そのため、高齢者や障がい者と接する機会が多い保健福祉や医療の関係機関の職員、民生委員、福祉のまち推進センターの活動者、消費生活相談員等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業なども含めた、適切な権利擁護支援に結び付けるための研修等を実施します。

**(3) 権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進【新規】**

地域福祉の担い手である民生委員や福祉のまち推進センター、福祉の専門職である介護支援専門員や相談支援専門員等の日頃の活動・業務を通じて、既に発見されている人はもとより、権利擁護支援の必要な人を発見して適切な制度に結び付けるよう支援していきます。

**(4) 成年後見制度の利用に関する相談の実施【新規】**

新たに設置する中核機関において、任意後見制度や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について早期の段階から相談できる窓口を開設します。

また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所が中核機関と連携を図りながら、権利擁護支援に関する相談対応を行います。

## 施策3 成年後見制度利用支援事業の推進

### 【現状と課題】

札幌市では、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等における保護を必要とする際に、成年後見制度の申立てをする親族がいない場合には、市長が札幌家庭裁判所に対して後見等開始の審判の申立てを行っています(以下「市長申立て」という。)

また、資産・収入等の状況に応じて、市長申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成しています。

成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業の需要も高まっていくものと想定されるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

### 【施策の方向性】

- ・身寄りのない認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

### 【主な取組】

#### (1) 市長申立ての実施【継続】

判断能力が十分ではないために、成年後見制度を利用する必要性が高いものの、親族による申立てができない事情がある人に対して、適切かつ円滑に市長申立てを実施します。

#### (2) 申立費用及び報酬費用助成の実施【レベルアップ】

市長申立て事案において、資産・収入等の要件に該当した人に対し、その申立費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないよう、本人・親族申立て事案においても、市長申立て事案と同様に助成を実施します。

## 施策4 後見人となる人材の育成・活用

### 【現状と課題】

札幌市では、親族後見人が得られない人や身寄りのない人に対する支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が後見人等として活動する「市民後見人」を養成するとともに、紛争性がなく本人の財産が少額等の事案において、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の需要は一層高まるものと考えられており、成年後見人等となる人材の育成・活用が求められています。

### 【施策の方向性】

- ・身近な支援者である市民後見人や法人後見実施団体など地域の資源を活用し、権利擁護支援の担い手の確保に努めます。

### 【主な取組】

#### (1) 市民後見人の養成【継続】

成年後見制度の需要に応じた成年後見人等を確保していくため、地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成します。

また、養成研修終了後も、定期的に市民後見人候補者の後見活動に関する知識等の向上を目的としたフォローアップ研修を行うほか、受任している市民後見人の活動に対する支援も実施していきます。

#### (2) 法人後見の推進【新規】

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任したのと同様に、判断能力が十分ではない人の保護・支援を行うことをいいます。

法人後見は、長期間の後見活動が想定される際、継続性や専門性が必要な場合があることから、その活用が有効な場合があります。

そのため、法人後見実施団体の活動を推進するため、地域連携ネットワークを活用して後見活動に関する相談対応を行うとともに、札幌市における法人後見実施団体や法人後見活動に関する課題等を把握し、適切な支援を行うための調査・研究を行っていきます。

## 施策5 適切な権利擁護支援につなげるための体制の整備

### 【現状と課題】

札幌市では、権利擁護支援の一つとして、札幌市社会福祉協議会が実施主体として日常生活自立支援事業を実施しています。当該事業は、判断能力が十分ではない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるものであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携強化が重要となります。

また、札幌市では、市民後見推進事業により養成した市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦する取組を行っています。

国基本計画では、家庭裁判所に選任される成年後見人等は、本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が選任されることが多く、第三者が成年後見人等になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

そのため、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていないケースも多く、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等が選任されるための取組が求められています。

### 【施策の方向性】

- ・日常生活自立支援事業利用者の状況に応じて成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、札幌市社会福祉協議会と連携を強化します。
- ・本人の状況等に応じて適切な成年後見人等候補者が選定されるよう、推薦するための体制のあり方について検討していきます。

**【主な取組】****(1) 日常生活自立支援事業からの移行支援【レベルアップ】**

日常生活自立支援事業利用者の中には、認知機能の低下が進行するなどにより、成年後見制度への転換が望ましいケースが見込まれます。

現状においても、日頃から利用者と接している専門員・生活支援員等の活動によって、成年後見制度への移行が図られているところですが、その多くは後見類型への転換となっています。

利用者の能力に応じたきめ細かな対応や、利用者の自発的意思を反映させていくためにも、必要に応じて、保佐、補助類型の利用を含め、成年後見制度への転換を検討する必要があります。

そのため、利用者の状態の変化を踏まえ、成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、中核機関や札幌市社会福祉協議会が連携を図るなど体制の整備を進めていきます。

**(2) 適切な候補者を推薦するための仕組みづくり【レベルアップ】**

市長申立て事案において市民後見人の受任が適任と考えられる場合や、家庭裁判所からの市民後見人候補者推薦依頼を受けた場合には、適切な成年後見人等が選任されるよう、学識経験者や法律の専門職等で構成される受任調整部会を開催し、市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦します。

また、市民後見人以外の成年後見人等候補者の推薦については、札幌市における当該制度の利用実態を踏まえ、家庭裁判所をはじめとする地域連携ネットワークを構成する団体と協議を進めるなど、引き続き、調査・研究していきます。

## 基本目標Ⅲ

後見人が活動しやすい  
環境づくりを進めます

### 施策6

後見活動を支援する仕組みづくり

## 施策6 後見活動を支援する仕組みづくり

### 【現状と課題】

札幌市では、市民後見推進事業を実施し、市民後見人が活動する上での困りごとを解決するための相談対応等を行い、その活動を支援する体制を整備しています。

しかし、市民後見人以外の成年後見人等からの相談については、現在、家庭裁判所が対応しているものの、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難であるとされています。

そのため、本人や成年後見人等を支援するための仕組みづくりを進め、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた後見活動がなされるような体制を整備していく必要があります。

### 【施策の方向性】

- ・本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるよう、その活動を支援する体制を整備します。
- ・本人を支援する成年後見人等が孤立して後見活動を行うことがないよう、その活動を支援する体制を整備します。

### 【主な取組】

#### (1) 後見活動に関する相談体制の整備【新規】

成年後見人等からの後見活動に関する相談に対応するため、中核機関に相談対応を行う窓口を設置し、専門職団体の既存の相談対応とともに、後見活動を支援する体制を整備します。

#### (2) チームに対する支援【新規】

本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、保健福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が連携するチーム構築の支援をするとともに、チーム関係者からの相談対応も行います。

(3) 専門職等との連携の強化【新規】

中核機関に設置する相談窓口寄せられた後見活動等に関する専門的な相談に対応するため、専門職団体と連携し、成年後見人等を対象とした後見活動等に関する支援の充実を図ります。

また、後見活動等に関する専門的なニーズを把握し、必要に応じて、中核機関に専門職の窓口を配置するなどの支援体制の構築について検討していきます。



## 第5章

# 計画の推進 について

### 計画の推進体制

## 計画の推進体制

(1) **市民、関係団体、行政等の連携による計画の推進**

本計画は、成年後見制度の利用を促進するため、基本理念及び基本目標を定め、札幌市の成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係団体、行政等が、それぞれの役割を担いながら連携し、計画を推進していくことが必要です。

(2) **計画の進行管理・評価**

本計画は、附属機関である札幌市地域福祉社会計画審議会に進捗状況等を報告し、評価・意見をいただき検証していきます。

なお、中核機関の運営等に関しては、地域連携ネットワークにおける協議会から意見をいただきながら、今後のより良い施策展開につなげていきます。

(3) **成果指標**

本計画の成果を客観的に確認するため、3つの基本目標ごとに成果指標を設定し、検証していきます。

<b>基本目標 I 成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します</b>
---

指標	基準 (2020年度)	目標 (2021年度)
中核機関及び協議会の設置	—	設置

**【考え方】**

権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に結び付け、本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度として運用していくためには、成年後見制度の関係者で構成される地域連携ネットワークを構築することが重要となります。

そのため、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関を設置するとともに、当該ネットワークを効果的に機能させるための協議会を設置し、権利擁護支援に資する体制を整備します。

**基本目標Ⅱ 誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます**

指標	基準 (2018年度)	目標 (2023年度)
成年後見制度の市民の認知度 (制度内容を知っている市民の割合)	26.8%	33%

**【考え方】**

誰もが安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、成年後見制度が、本人の生活を守り、権利擁護支援を図るための手段のひとつであることを、多くの市民に知っていただくことが重要となります。

そのため、成年後見制度に関する広報・啓発活動等を積極的に行うことで、制度利用の促進を図ることを目指します。

指標	基準 (2020年度)	目標 (2023年度)
権利擁護支援に関する研修受講人数 (関係機関職員等)	—	3,000人(累計)

**【考え方】**

権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいなどによって判断能力が十分ではない人と、日常的に接している関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに、適切な支援につなげるための知識の向上を図ることが重要となります。

そのため、権利擁護支援に関する研修を通じて、意識醸成を図るほか、支援の質を高めることで、権利擁護支援が必要な人を適切な支援に結び付けられるよう取り組んでいきます。

指標	基準 (2020年度)	目標 (2023年度)
本人・親族申立ての報酬助成件数	—	330件(累計)

**【考え方】**

札幌市では、市長申立て事案において、資産・収入等の要件に該当した人に対し、成年後見人等に対する報酬等の助成を実施しています。

今後、本人・親族申立て事案に助成対象を拡大することとし、経済的な理由によって成年後見制度が利用できないということがないよう支援していきます。

<b>基本目標Ⅲ 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます</b>
-----------------------------------

指標	基準 (2020年度)	目標 (2021年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見活動等に関する相談対応</li> <li>・チーム構築の支援</li> </ul>	—	実施

**【考え方】**

本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が行われるためには、成年後見人等が孤立することがないような環境をつくることが重要となります。

そのため、成年後見人等からの後見活動等に関する相談対応を新たに実施するとともに、必要に応じてチーム構築の支援を実施することで、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた後見活動が行われるような環境づくりを進めていきます。

# 資料編

# 1 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会

## (1) 札幌市地域福祉社会計画審議会委員名簿

●会長 ○副会長 〔任期：2019年(平成31年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日〕

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会 会長
	くりやま 栗山 文雄	白石地区福祉のまち推進センター 運営委員長
	しのはら 篠原 辰二	一般社団法人 Wellbe Design 理事長
	せがわ 瀬川 誠	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 常務理事
	たかはし 高橋 唯之	札幌市ボランティア連絡協議会 会長
高齢福祉に関わる 団体の代表者	こばやし 小林 恒男	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会 常任理事・事務局長
障がい福祉に関わる 団体の代表者	すずき 鈴木 博子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表
児童福祉に関わる 団体の代表者	おいで 生出 裕一	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会 事務局長
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらき 荒木 啓伸	一般社団法人札幌市医師会 理事 (～令和元年6月7日)
	しみず 清水 研吾	一般社団法人札幌市医師会 理事 (令和元年6月8日～)
福祉サービスに関わる 団体の代表者	かとう 加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会 会長
	なかた 中田 華代	札幌市生活就労支援センター ステップ 主任相談支援員
	よしい 由井 康博	一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長
教育関係者	こいけ 小池 千秋	札幌市学校教護協会 理事長
権利擁護に関わる 団体の代表者	せきぐち 関口 和矢	札幌市弁護士会 弁護士
学識経験者	●はた 畑 亮輔	北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科 准教授
市民公募委員会	くらもと 倉本 洋子	市民公募
	つかもと 塚本 光顯	市民公募

## (2) 権利擁護部会委員名簿

●部会長 ○副部会長 〔任期：2019年(平成31年)4月1日～2022年(令和4年)3月31日〕

委員選出分野	氏名	所属団体・役職等
地域福祉に関わる 団体の代表者	かみや 紙谷 京子	札幌市民生委員児童委員協議会 会長
	せかわ 瀬川 誠	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 常務理事
保健・医療に関わる 団体の代表者	あらか 荒木 啓伸	一般社団法人札幌市医師会 理事 (～令和元年6月7日)
	しみず 清水 研吾	一般社団法人札幌市医師会 理事 (令和元年6月8日～)
福祉サービスに関わる 団体の代表者	あかさぎ 赤杉 美香	さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール サブチーフ
	よしい 由井 康博	一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会 会長
学識経験者	○しらと 白戸 一秀	北海道地域福祉学会 監事
	●はた 畑 亮輔	北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科 准教授
権利擁護に関わる 団体の代表者	いしかわ 石川 由男	北海道税理士会成年後見支援センター センター長
	いわい 岩井 英典	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート札幌支部 相談役
	すが 菅 しおり	公益社団法人北海道社会福祉士会道央地区支部 道央地区 支部長
	せきぐち 関口 和矢	札幌弁護士会 弁護士
	はんどう 半藤 政一	札幌後見支援の会 会長
	みなかた 南方 宏幸	一般社団法人北海道成年後見支援センター (北海道行政書士会) 理事

## (3) 札幌市地域福祉社会計画審議会及び権利擁護部会での検討経過

開催日	会議	主な議事内容
2019年(令和元年) 5月29日	札幌市地域福祉 社会計画審議会	・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の 策定のための権利擁護部会の設置
2019年(令和元年) 7月2日	第1回 権利擁護部会	・部会長及び副部会長の選出 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の 策定体制、スケジュール ・成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告 ・成年後見制度の関係機関・団体の取組状況の共有
2019年(令和元年) 9月13日	第2回 権利擁護部会	・成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の 状況報告 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成
2019年(令和元年) 11月20日	第3回 権利擁護部会	・成年後見制度利用促進に資する取組について
2020年(令和2年) 1月28日	第4回 権利擁護部会	・札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討
2020年(令和2年) 3月16日	第5回 権利擁護部会	

## 2 成年後見制度に関する市民意識調査

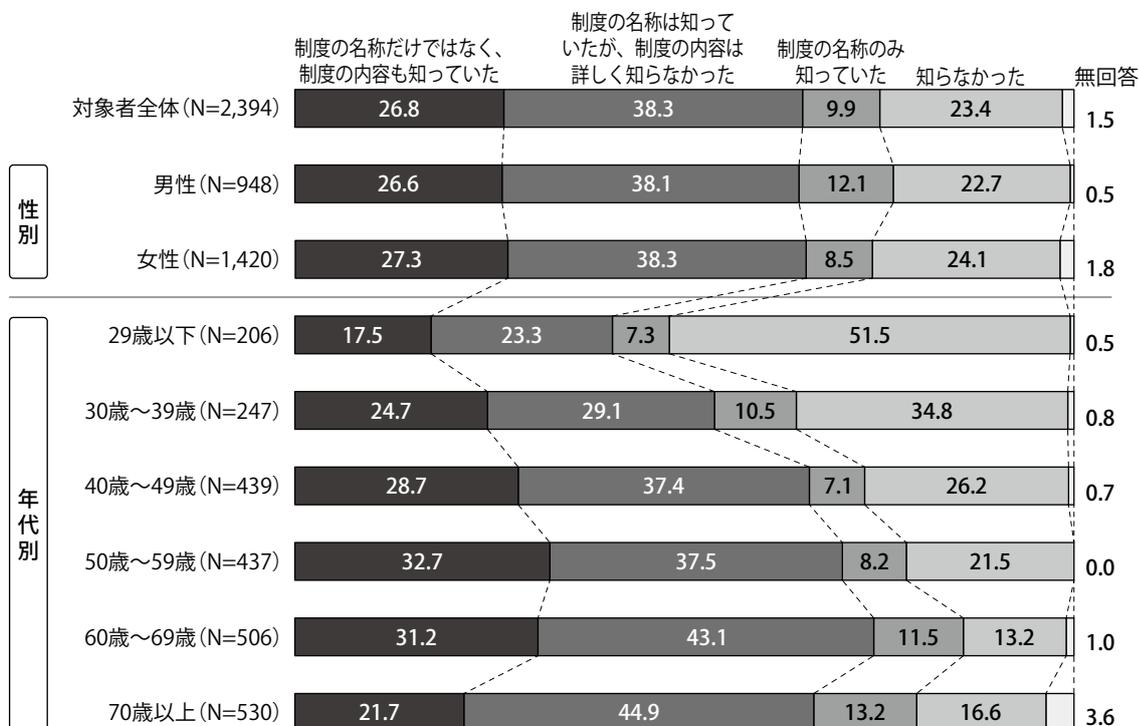
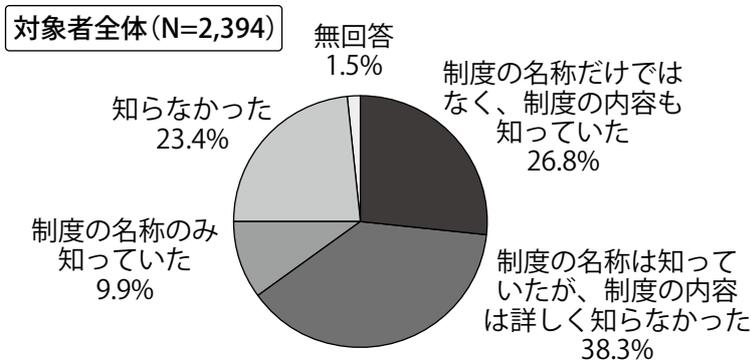
成年後見制度の認知度や将来的な制度利用意向など、市民の意識やニーズを把握することを目的として、市民意識調査を実施しました。

- ・調査期間 2018年(平成30年) 12月7日(金)～12月21日(金)
- ・調査方法 郵送による調査票の送付
- ・調査対象 満18歳以上の市民から無作為抽出した5,000人
- ・有効回答数 2,394 通(47.9%)

### ○市民意識調査結果

#### 【問1】あなたは、成年後見制度を知っていましたか。

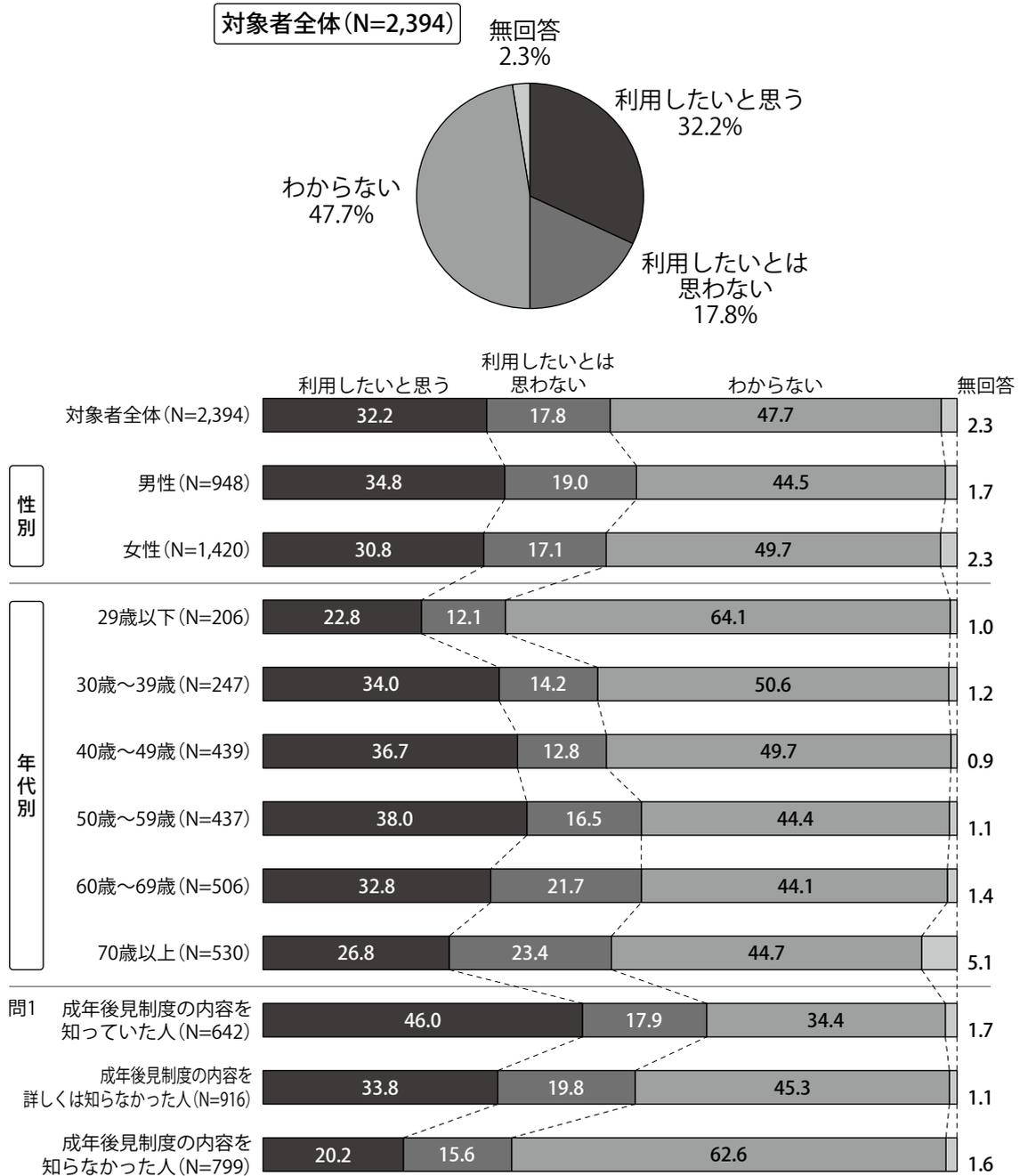
成年後見制度について「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」人は26.8%



問1 成年後見制度の内容を知っていた人⇒「制度の名称だけでなく、制度の内容も知っていた」  
 成年後見制度の内容を詳しく知らなかった人⇒「制度の名称は知っていたが、制度の内容は詳しく知らなかった」  
 成年後見制度の内容を知らなかった人⇒「制度の名称のみ知っていた」+「知らなかった」

## 【問2】あなたは、将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。

将来的な成年後見制度の利用の意向について、「利用したいと思う」人は32.2%



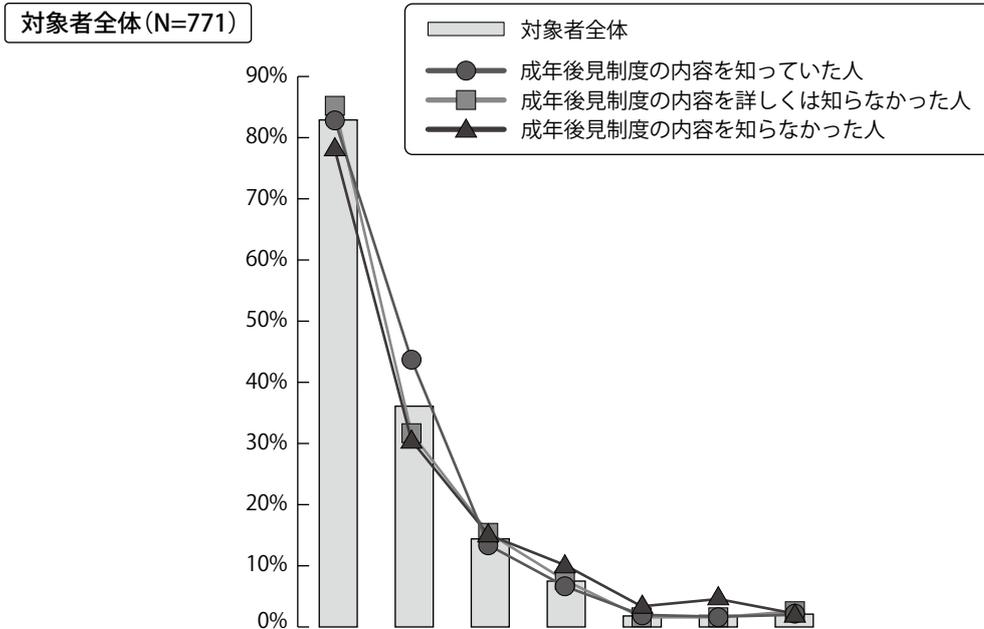
### 【成年後見制度の内容の認知度別】

問1で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問2で「利用したいと思う」(46.0%)と回答している割合が高く、全体と比較して13.8%高くなっている。

【問2-1】《問2で、「利用したいと思う」と答えた方にお聞きします》

あなたは、あなた自身の判断能力が低下し、自分の身の回りの契約行為や財産管理などができなくなった場合、誰に後見人となって支援してほしいですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

後見人となって支援してほしい相手は「配偶者や子どもなどの親族」が82.9%



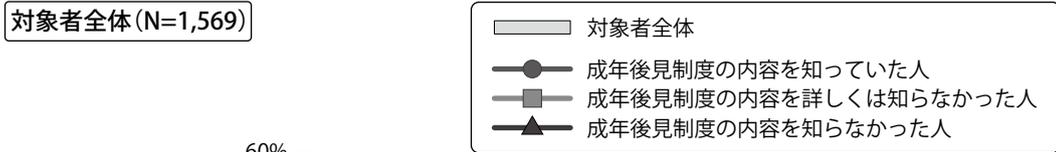
対象者数	配偶者や子どもなどの親族 (%)	弁護士や司法書士などの専門職 (%)	社会福祉法人などの団体 (%)	市民後見人 (%)	誰でもかまわない (%)	わからない (%)	無回答 (%)	
対象者全体	771	82.9	36.1	14.4	7.5	1.8	1.9	2.1
《性別》 男性	330	85.5	36.4	16.1	10.0	2.1	1.5	0.6
女性	438	81.1	35.8	13.2	5.7	1.6	2.3	3.2
《年代別》 29歳以下	47	78.7	38.3	23.4	8.5	2.1	-	2.1
30歳～39歳	84	82.1	45.2	11.9	4.8	1.2	2.4	3.6
40歳～49歳	161	77.0	41.0	13.0	6.8	3.1	1.2	2.5
50歳～59歳	166	81.9	36.1	16.3	6.0	2.4	3.6	1.2
60歳～69歳	166	83.7	35.5	13.9	8.4	0.6	2.4	2.4
70歳以上	142	91.5	24.6	13.4	9.9	1.4	0.7	1.4
成年後見制度の内容を知っていた人	295	83.1	43.7	13.2	6.4	1.7	1.4	1.7
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	310	85.5	31.6	15.2	7.4	1.3	1.3	2.3
成年後見制度の内容を知らなかった人	161	78.3	30.4	14.9	9.9	3.1	4.3	1.9

■ 対象者全体スコアと比較し10%以上高い ■ 対象者全体スコアと比較し10%以上低い

【問2-2】《問2で、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

あなたが、「利用したいとは思わない」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

利用したいと思わない理由は、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」が40.5%

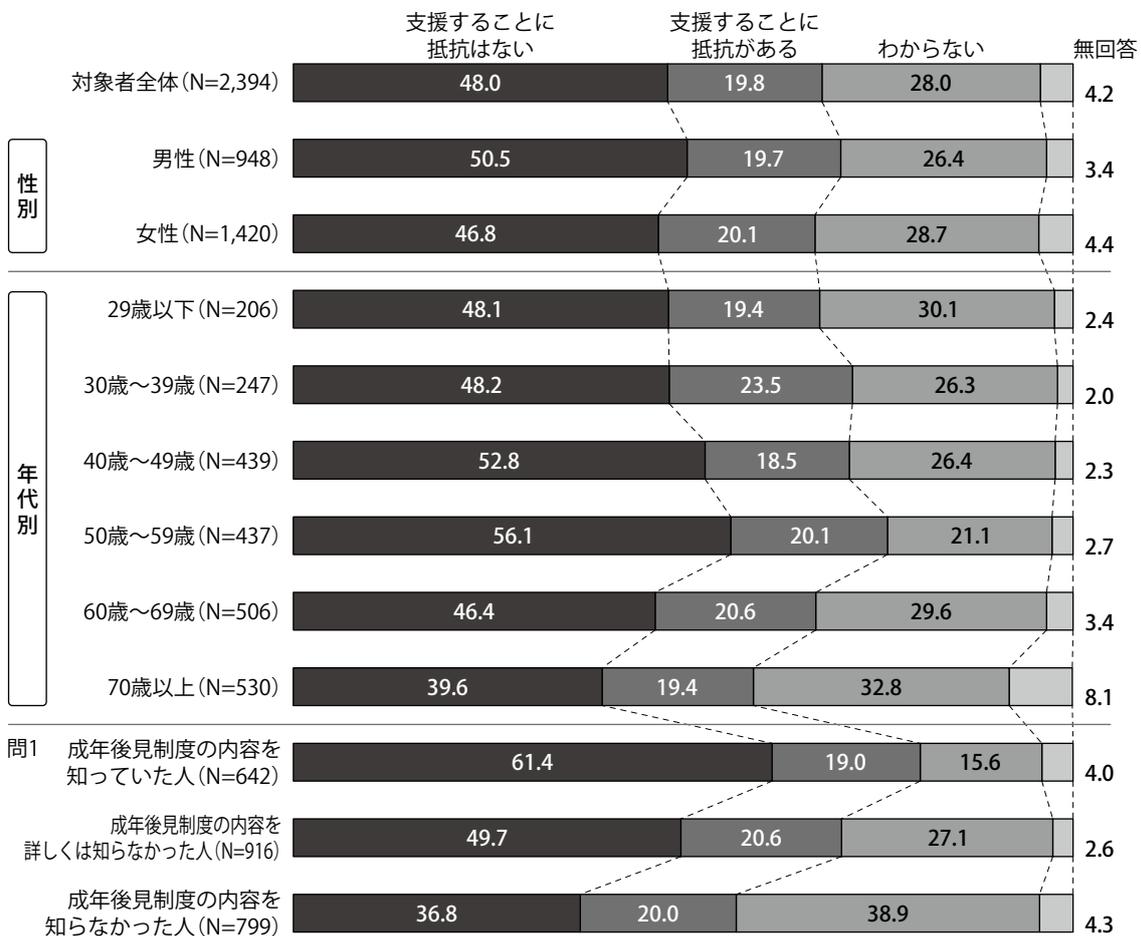
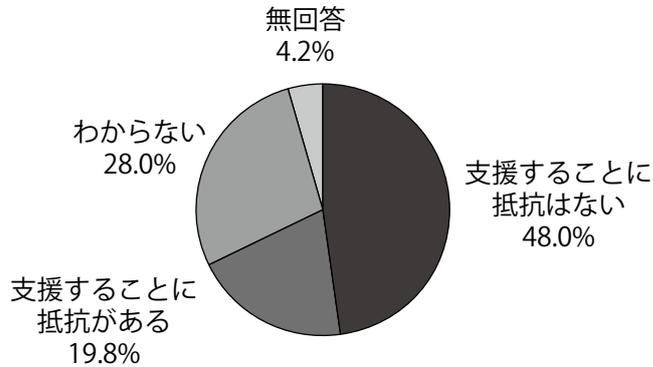


対象者数	抵抗がある	他人に財産管理をされることにわからない	制度の内容や利用方法がよく複雑そつである	制度を利用するための手続きがかかる	利用するために費用(経済的負担)がかかる	必要性がわからない	制度自体に良いイメージがない	その他	特に理由はない	無回答
対象者全体 (%)	40.5	34.4	30.5	25.6	11.7	10.1	7.7	9.8	8.1	
《性別》 男性	36.9	32.6	23.4	20.8	12.6	11.0	7.8	10.6	9.6	
女性	42.7	35.6	35.0	28.6	11.0	9.7	7.8	9.2	7.2	
《年代別》 29歳以下	42.7	39.5	40.1	22.3	12.7	7.0	5.1	12.1	2.5	
30歳～39歳	49.4	40.0	28.8	32.5	13.1	7.5	11.3	5.6	3.8	
40歳～49歳	48.2	38.3	31.4	26.6	13.1	9.1	6.9	6.9	3.6	
50歳～59歳	41.4	40.6	32.7	31.2	10.9	13.9	5.6	10.2	5.3	
60歳～69歳	40.2	28.2	31.8	26.4	11.4	12.9	9.9	9.3	8.7	
70歳以上	29.1	28.0	23.5	18.0	10.0	8.3	7.8	13.0	17.2	
成年後見制度の内容を知っていた人	41.4	4.5	26.5	25.6	9.8	14.0	15.2	12.5	8.3	
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	45.1	36.2	35.7	25.7	10.1	10.7	8.2	6.9	8.4	
成年後見制度の内容を知らなかった人	35.8	49.0	28.2	25.8	13.9	7.5	3.4	10.9	7.4	

■ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い □ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い

**【問3】あなたは、あなたの親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人となって財産管理をすることに抵抗はありますか。**

親族の後見人となって支援を行うことについて、「抵抗はない」人は48.0%



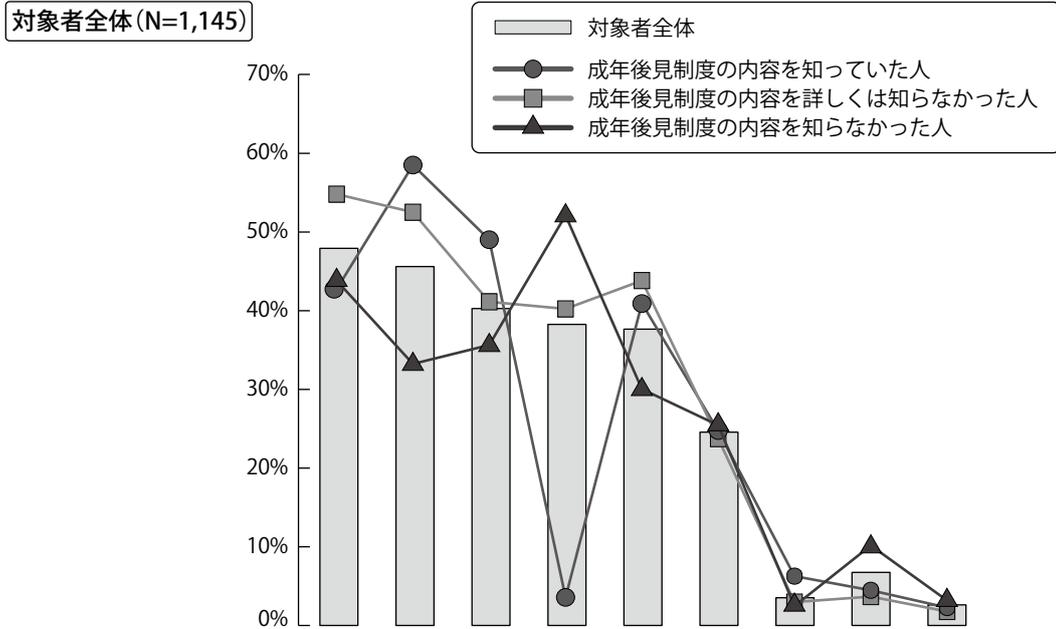
**【成年後見制度の内容の認知度別】**

問1で“成年後見制度の内容を知っていた”と回答した人は、問3で「支援することに抵抗はない」(61.4%)と回答している割合が高く、全体と比較して13.4%高くなっている。

【問3-1】《問3で、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた方にお聞きします》

あなたが、「支援することに抵抗がある」または「わからない」と答えた理由は何ですか。あてはまるものにもいくつかでも○をつけてください。

抵抗がある理由は「財産管理や契約行為を行うための知識や経験がないから」が47.6%



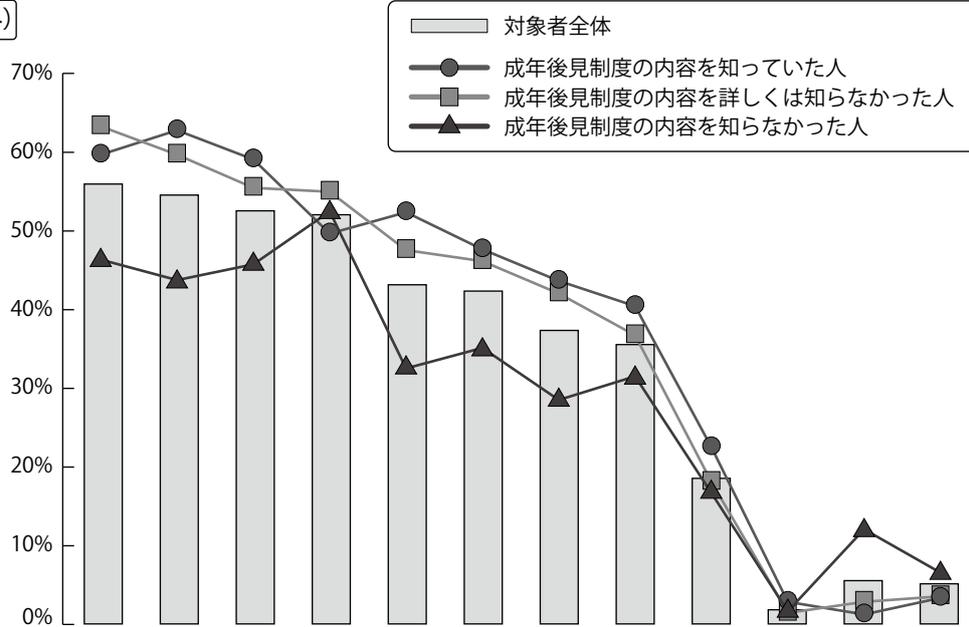
	対象者数	知識や経験がないから	財産管理や契約行為を行うための重い責任を感じるから	財産管理や契約行為を行うことによりトラブルに遭いそうだから	財産管理や契約行為をよくわからないから	制度の内容などがよくわからないから	自分一人で財産管理などを行うことに不安を感じるから	手間がかかりそうだから	財産管理や契約行為に	その他	特に理由はない	無回答
対象者全体	1,145	47.6	45.3	40.0	38.0	37.4	24.4	3.5	6.7	2.6		
《性別》 男性	437	46.5	42.1	41.4	35.7	29.5	24.5	3.7	8.2	3.2		
女性	693	48.5	47.5	39.4	39.4	42.1	24.8	3.5	5.8	2.2		
《年代別》 29歳以下	102	52.9	44.1	48.0	44.1	46.1	33.3	2.9	6.9	-		
30歳～39歳	123	52.0	38.2	44.7	42.3	35.0	29.3	2.4	3.3	3.3		
40歳～49歳	197	46.2	45.2	43.1	37.6	36.0	24.4	4.6	4.1	1.0		
50歳～59歳	180	49.4	51.1	43.3	45.0	45.0	31.1	3.3	3.9	1.7		
60歳～69歳	254	43.3	50.8	41.7	31.1	37.8	28.0	3.9	5.5	3.1		
70歳以上	277	47.3	40.4	29.2	35.4	30.7	12.3	3.2	13.0	4.7		
成年後見制度の内容を知っていた人	222	42.8	58.6	49.1	3.6	41.0	24.8	6.3	4.5	2.3		
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	437	54.9	52.6	41.2	40.3	43.9	23.8	3.0	3.7	1.8		
成年後見制度の内容を知らなかった人	471	43.9	33.3	35.7	52.2	30.1	25.5	2.5	10.2	3.2		

■ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い □ 対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い

【問4】 成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、どのようなことが重要であると思いますか。あてはまるものにいくつでも○をつけてください。

成年後見制度が利用しやすくなるために重要なことは、「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が 55.9%

対象者全体 (N=2,394)



対象者数	相談窓口があること	制度利用の方法などに関して、身近なような仕組みがあること	財産の横領などの不正が行われない複雑さが解消されること	制度を利用するための手続きなどの(パンフレットや説明会など)	制度内容を知る機会が充実すること	後見人と医療・介護の関係者などが協力して、本人を支援する体制が整備されること	適切な後見人が選任されること	本人の能力や生活状況を踏まえ、後見活動で法的な問題が生じた場合、弁護士などによる助言が得られる体制が整備されること	成年後見人制度を利用するための費用に対する助成制度などが充実すること	成年後見人制度を利用するための費用	弁護士などの専門職だけでなく、市民後見人による支援体制が充実すること	その他	わからない	無回答
対象者全体	2,394	55.9	54.5	52.5	52.0	43.1	42.3	37.3	35.5	18.5	1.8	5.5	5.1	
《性別》 男性	948	51.1	49.8	47.4	52.5	38.7	36.9	35.2	31.6	18.9	2.2	6.1	5.4	
女性	1,420	59.5	57.9	56.4	51.9	46.3	46.1	38.8	38.2	18.3	1.6	5.1	4.6	
《年代別》 29歳以下	206	52.4	55.3	55.8	60.2	32.5	45.6	33.5	33.0	15.0	2.4	3.4	5.8	
30歳～39歳	247	59.9	60.3	53.0	60.7	40.9	42.1	39.7	40.5	15.4	4.5	2.8	3.6	
40歳～49歳	439	57.6	58.8	56.0	56.9	46.5	50.3	43.1	40.1	20.5	1.4	5.2	2.7	
50歳～59歳	437	64.8	59.5	64.3	53.8	47.4	45.3	42.1	42.1	19.9	1.6	4.1	3.2	
60歳～69歳	506	56.7	57.5	50.0	46.0	48.2	40.3	37.9	33.4	19.0	1.8	4.0	5.1	
70歳以上	530	46.4	41.5	41.5	45.3	37.4	34.5	28.7	27.0	18.3	1.1	10.6	8.1	
成年後見制度の内容を知っていた人	642	59.5	62.6	58.9	49.5	52.2	47.5	43.5	40.3	22.4	2.8	1.2	3.3	
成年後見制度の内容を詳しくは知らなかった人	916	63.1	59.5	55.3	54.8	47.4	46.0	41.9	36.6	18.0	1.4	2.8	3.5	
成年後見制度の内容を知らなかった人	799	46.2	43.6	45.6	52.3	32.4	35.0	28.4	31.4	16.6	1.6	12.0	6.5	

対象者全体スコアと比較し 10% 以上高い

対象者全体スコアと比較し 10% 以上低い

### 3 パブリックコメント

#### (1) 実施概要

##### ア 意見募集期間

2020年(令和2年)12月21日～2021年(令和3年)1月25日

##### イ 意見募集方法

持参、郵送、FAX、電子メール

##### ウ 資料公表場所

- ・札幌市保健福祉局総務部総務課
- ・市政刊行物コーナー
- ・各区役所市民部総務企画課
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

#### (2) 結果概要

ア 提出者数 8人

イ 件数 40件

ウ 項目別意見件数

項 目		意見件数	構成比
第1章 計画の策定にあたって		4件	10.0%
第2章 計画策定の背景		8件	20.0%
第3章 計画の理念・目標と施策の体系		3件	7.5%
第4章 施策の展開	施策1	7件	17.5%
	施策2	6件	15.0%
	施策3	2件	5.0%
	施策4	2件	5.0%
	施策5	0件	0%
	施策6	1件	2.5%
第5章 計画の推進について		3件	7.5%
資料編		0件	0%
計画の概要版に対する意見		4件	10.0%
合 計		40件	100%

### (3) 意見に基づく計画案の修正点

市民のみなさまからいただいたご意見をもとに、当初の計画案から19箇所、下記のとおり修正いたしました。

また、趣旨が同様のご意見は、まとめて掲載させていただいております。

なお、本計画に係る下記の修正内容につきましては、本計画の概要版にも反映いたします。

#### ■第1章 計画の策定にあたって『1 計画策定の趣旨 (P.2)』

意見の概要	修正内容
<p>「成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の（以下省略）」との記載があるが、身体障がいのみでは当該制度を利用し得る対象にはならないため、「成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、「財産管理や契約等の法律行為を代わって行う（以下省略）」との記載があるが、促進法で規定されている身上保護の重視の記載が不十分な印象を受けるため、「身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理を代わって行う（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>さらに、「認知症高齢者、知的・精神上的の障がいのある人を含む全ての市民が（以下省略）」との記載を、若年性認知症等の方も考慮し、「認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 計画策定の趣旨』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の権利や財産を守るため、身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理、契約等の法律行為を代わって行う（以下省略）」</p> <p>■「本計画では、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援（※）に取り組むことで、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が（以下省略）」</p>

## ■第2章 計画策定の背景『1 国の動向 (P.10)』

意見の概要	修正内容
<p>「財産管理や日常生活等に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」との記載があるが、促進法で規定されている身上保護の重視の記載が不十分な印象を受けるため、「身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 国の動向』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「国は、2016年（平成28年）5月、身上保護を要する人や財産管理等に支障がある人を支援するための重要な手段である（以下省略）」</p>

## ■第2章 計画策定の背景『(6) 成年後見制度に関する事業の現状 (P.19)』

### ■第4章 施策の展開『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』

意見の概要	修正内容
<p>「弁護士等の専門職」との記載があるが、身上保護を重視する観点や、市民にわかりやすい表現とするため、「弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.19『(6) 成年後見制度に関する事業の現状』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度の需要に対応するため、2014年度（平成26年度）から、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が（以下省略）」</p> <p>■P.41『施策4 後見人となる人材の育成・活用』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、親族後見人が得られない人や身寄りのない人に対する支援として、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職以外の市民が（以下省略）」</p>

■第2章 計画策定の背景『イ 成年後見制度利用支援事業 (P.20)』

■第4章 施策の展開『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進 (P.40)』

意見の概要	修正内容
<p>P.20の文中、「札幌市に居住する身寄りのない認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の財産管理等を行う必要がある場合（以下省略）」との記載を、若年性認知症等の方を考慮するとともに、身上保護の記載が不十分である印象を受けるため、「札幌市に居住する身寄りのない認知症や知的障がい、その他精神上の障がいがある人の身上保護（健康や療養等に関する法律行為）や財産管理を行う必要がある場合（以下省略）」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、P.40の文中、「札幌市では、認知症高齢者、知的障がい及び精神障がいのある人が財産管理等における保護を必要とする際に（以下省略）」との記載があるが、こちらについても、上記同様に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.20『イ 成年後見制度利用支援事業』の文中を下記のとおり修正 「札幌市に居住する身寄りのない認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等を行う必要がある場合（以下省略）」</p> <p>■P.40『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進』の文中を下記のとおり修正 「札幌市では、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の身上保護や財産管理等における保護を必要とする際に（以下省略）」</p>

### ■第3章 計画の理念・目標と施策の体系『1 基本理念 (P.28)』

意見の概要	修正内容
<p>「認知症高齢者や障がいのある人の場合 (以下省略)」との記載を、若年性認知症等の方を考慮し、「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の場合 (以下省略)」という記載に変更してはどうか。</p> <p>また、同頁中、「認知症高齢者、知的・精神上的障がいのある人を含む全ての市民が (以下省略)」との記載についても、上記同様の理由により、「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が (以下省略)」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『1 基本理念』の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の中には、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を行う必要がある場合があります。」</p> <p>■「このような背景から、市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含む全ての市民が (以下省略)」</p>

### ■第3章 計画の理念・目標と施策の体系『2 基本目標 (P.29)』

意見の概要	修正内容
<p>基本目標Ⅱに係る文中、「制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みをつくる必要があります。」との記載について、当該制度を利用するのは判断能力が低下した人であるため、この文中では、「利用」よりも「活用」と表記するほうが内容と合致するように思われる。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『2 基本目標』の「基本目標Ⅱ」に係る文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「制度の利用を促進するためには、権利擁護支援が必要な人だけでなく、ご家族や成年後見人等の誰もが安心して成年後見制度を活用できる仕組みをつくる必要があります。」</p>

## ■第4章 施策の展開『施策1 (P.34～P.36)、施策2 (P.38、P.39)、施策6 (P.45)』

意見の概要	修正内容
<p>P.34の文中、「成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者福祉・医療の関係機関、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら（以下省略）」との記載があるが、市民に広く成年後見制度を知ってもらうためには、「保健」領域も重要と考えるため、当該文中に「保健」を追記してはどうか。</p> <p>また、P.35～39及びP.45の文中に各関係者等が列挙されている箇所があるため、そちらについても「保健」を追記してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、該当箇所を修正いたしました。</p> <p>■P.34『(2)地域連携ネットワークの機能の整備【新規】』の文中を下記のとおり修正 「成年後見制度の利用の促進に向け、中核機関が3つの役割（詳細はP.11記載）を念頭に、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体と連携を図りながら（以下省略）」</p> <p>■P.35『(3)専門職団体や関係機関による札幌市成年後見制度協議会の設置【新規】』及び『(4)チームによる後見活動の推進【新規】』の文中を下記のとおり修正 「地域連携ネットワークを効果的に機能させるため、成年後見制度に関わる専門職団体、高齢者・障がい者に関わる保健福祉の関係機関、医療、行政、司法、地域の関係団体等を構成員とする（以下省略）」 「権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が（以下省略）」</p> <p>■P.36『地域連携ネットワークのイメージ』の図を「医療・保健福祉関係団体」に修正</p> <p>■P.38『施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施』に係る【施策の方向性】の文中を下記のとおり修正 「・権利擁護支援が必要な人を日常的に支援することが多い保健福祉・医療の関係機関の職員等への研修を行います。」</p> <p>■P.39『(2)関係機関の職員に対する研修の実施【新規】』の文中を下記のとおり修正 「そのため、高齢者や障がい者と接する機会の多い保健福祉や医療の関係機関の職員（以下省略）」</p> <p>■P.45『(2)チームに対する支援』の文中を下記のとおり修正 「本人の意思決定支援を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう、必要に応じ、本人に身近な親族、保健福祉・医療・地域の関係者と成年後見人等が（以下省略）」</p>

#### ■第4章 施策の展開『施策2 制度利用につながる情報提供や相談の実施 (P.38)』

意見の概要	修正内容
<p>施策2の【現状と課題】の文中、「そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い福祉施設や医療機関などに対しても（以下省略）」との記載があるが、「福祉施設」と限定せず、「施設」と記載することで広範囲をカバーできると思うので、変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、『施策2』に係る【現状と課題】の文中を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>■「そのため、成年後見制度の利用の促進に向け、市民だけではなく、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い施設や医療機関の職員等に対しても（以下省略）」</p>

#### ■第5章 計画の推進について『成果指標に係る権利擁護支援に関する研修受講人数 (P.49)』

意見の概要	修正内容
<p>成果指標である「権利擁護支援に関する研修受講人数」に係る【考え方】の文中、「認知症高齢者等と日常的に接している介護支援専門員などの関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」との記載があるが、介護支援専門員や相談支援専門員につながっていない高齢者や知的障がい者、その他の精神障がい者に支援が届かない可能性があるため、「認知症高齢者、知的・精神上の障がいのある人と日常的に接している福祉や保健・医療関係職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」に変更してはどうか。</p> <p>また、上記のとおりを対象変更により、目標値が変更になることも考えられる。</p>	<p>本市としても、福祉や保健・医療関係機関職員等の方々を含め、当該制度の関心や理解が深まることが重要であると考えており、そのような方々にも権利擁護支援に関する研修を実施のうえ、毎年度、1,000人の受講人数の達成を目指してまいります。該当文中に記載のある「介護支援専門員など」については、市民の方々に分かりやすいと考えられる代表例を記載したものであり、福祉や保健・医療関係機関職員等の方々が含まれていないということではありませんが、より分かりやすい表現とするため、該当箇所を修正いたします。</p> <p>■【考え方】の文中を下記のとおり修正 「権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人と、日常的に接している関係機関職員等が制度について関心や理解を深めるとともに（以下省略）」</p>

## (4) 意見の概要と札幌市の考え方

市民のみなさまからいただいたご意見の概要と、札幌市の考え方を掲載いたします。

## 【第1章 計画の策定にあたって】

意見の概要	市の考え方
『成年後見制度について (P.3)』	
<p>「※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。」との記載があるが、居住用不動産の処分以外にも、後見人等は上申書等で家庭裁判所の裁判官に相談しているため、「※3 本人の居住用不動産の処分等については、家庭裁判所の許可が必要となります。」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、居住用不動産の処分以外についても、家庭裁判所に相談のうえ後見活動を行っているものと認識しておりますが、後見人等の包括的代理権に関する制限に関しては、民法上、居住用不動産の処分においてのみ家庭裁判所の許可が必要になる旨規定されておりますので、本計画書上も、そのとおりの記載にさせていただきました。</p>

## 【第2章 計画策定の背景】

意見の概要	市の考え方
『1 国の動向 成年後見制度の理念 (P.10)』	
<p>成年後見制度の3つの理念のうち、「③身上の保護の重視」は促進法の理念であるため、これを「残存能力(現存能力)の活用」という記載に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、残存能力の活用についても成年後見制度の理念であると認識しておりますが、促進法第3条第1項で規定されている成年後見制度の理念として、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上の保護の重視が謳われていることから、本計画書上も、そのとおりの記載にさせていただきました。</p>
『ア 市民後見推進事業 (P.19)』	
<p>社会福祉協議会や後見センター等が市民後見人の後見監督人等に就任することで、市民後見人が安心して活動できるという他都市の事例もあるが、札幌市では、市民後見人に対して後見監督人をつけない理由は何か。</p> <p>また、市民後見人の活動をスムーズにするため、中核機関等が後見監督人等となる考えはないか。</p>	<p>後見監督人は、家庭裁判所が必要があると認めるときに選任するものであり、札幌市の判断で選任することはできないものと認識しております。</p> <p>札幌市では、市民後見人の活動がスムーズに行われるよう、その活動に関する相談対応等を行っており、引き続き、市民後見人を支援する取組を進めてまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
『ア 市民後見推進事業 (P.19)』	
<p>市民後見人の活動についての意見である。</p> <p>全国的に、行政や社会福祉協議会（以下、「社協」）が養成した市民後見人は、社協が市から受託している法人後見のなかの後見支援員として、まずは後見活動に触れ、その後、ある程度の活動により実務を身に付けた者が、法人後見の支援員の立場から、市民後見人として単独受任へ移行するという話をよく聞いている。</p> <p>札幌市は、養成した市民後見人を、はじめから単独で裁判所に推薦しているが、数十時間の研修を受講した者が、いきなり、市民後見人として後見活動を行うことは、多くの課題にぶつかるのではないかと思う。私は専門職後見人であるが、それでも、毎回、後見業務では悩むことが多くある。</p> <p>今後、市民がメリットのある制度として、成年後見制度を理解して、必要な方に当該制度が利用されるためにも、市民後見人の質の担保も検討していくべきだと考える。</p> <p>札幌市には、市から委託された法人後見実施団体はあるのか。もし、あるならば、そのなかで市民後見人を支援員として活用する方法は、後見人としての育成としては、有効性が高いと思われる。もし、札幌市が委託している法人後見実施団体がないのであれば、今後、市民後見人の育成の場としても、札幌市における法人後見実施機関の設置も計画に盛り込むことを希望する。</p> <p>また、札幌市内で既に法人後見を受託している機関へ法人後見事業を委託する事も検討して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、市民後見人の質は担保されるべきものであると考えております。</p> <p>札幌市では、市民後見人の養成にあたり、当該制度知識や関係法令等の習得を図るための基礎研修に加え、後見活動における家庭裁判所への報告書類の作成等を行う実務研修を実施しております。</p> <p>また、養成研修の受講者が市民後見人としての適性を有するかを正確に判断するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職等で構成する運営委員会による書類審査や面接等を実施し、厳正なる選考を行っております。</p> <p>さらに、養成研修修了後においても、市民後見人候補者に対し、成年後見実務の研鑽や知識習得のためのフォローアップ研修の実施に加え、市民後見人の活動の手引き書を作成・配布するとともに、実際に活動する市民後見人からの相談対応や家庭裁判所に提出する書類内容を確認し、適切な活動が行われるよう支援しております。</p> <p>今後も、十分な知識等を有する市民後見人候補者を養成し、その活動を支援する取組を進めてまいります。</p> <p>また、法人後見実施団体の委託有無についてですが、札幌市では、法人後見の実施を特定の団体に委託はしておりません。法人後見は、長期間の後見活動が想定される際、その活用が有効な場合があり、その活動を推進することは必要であるものと認識しております。</p> <p>そのため、まずは、法人後見実施団体やその活動に関する課題等を把握し、適切な支援を行うための調査・研究を行うこととしておりますので、その中で、法人後見実施機関のあり方等についても検討してまいります。</p>

## 【第4章 施策の展開】

意見の概要	市の考え方
『施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 (P.33 ~ 36)』	
<p>中核機関には、その重要性に応じた多大なる役割が課せられているように感じるが、運営主体や人員体制はどうするのか。また、配置する人員には、有資格者である必要はあるのか。</p>	<p>ご意見のとおり、中核機関は多岐にわたり重要な役割を担うこととなるため、その具体的な体制等については、他都市における事例等を参考にするとともに、成年後見制度に携わる各関係機関等と協議を行いながら検討を進めてまいります。</p>
<p>多岐にわたる役割機能を持つ中核機関は、区ごとに1箇所の設置を求めたい。広域かつニーズが多様化しており、支援が必要なケースが多い。ケアマネジャーとしては、当事者本人や家族等への説明を行っても理解が不十分で成年後見制度が最も権利擁護の点で有効でも、制度に結びつかないケースがある。フットワークがポイントになるため、区ごとの設置が望ましい。</p> <p>さらに、中核機関を社会福祉協議会へ委託している自治体があるが、札幌市では地域コーディネイト機能が開始されたばかりであり、描いていたような成果が出ていないため、専念すべきと考える。</p> <p>よって、現状のままでは、区や市の社会福祉協議会への委託は考えられない。</p>	

意見の概要	市の考え方
『施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築 (P.33～36)』	
<p>成年後見制度を必要な人を発見・支援する体制についての意見である。</p> <p>成年後見制度に関するチラシや講演会等における当該制度の周知はもちろんだが、それと合わせ、市民が生活に支障のある方を発見した際、すぐに相談できる権利擁護支援の相談場所が必要であるとする。その相談場所から、結果的に成年後見制度につながったということになってほしいと思う。</p> <p>成年後見制度は、権利擁護支援の一つの制度である。まずは、市民が相談できる権利擁護支援の相談窓口が必要であるとするので、中核機関のチラシ等には、そのような機関の使い方も明記してほしい。</p> <p>また、困りごとを抱えた方々は、なかなか中核機関の窓口まで行けないと思うので、中核機関の相談機能にアウトリーチの支援機能をつけてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、権利擁護支援に関する相談を受けとめる場所は重要であると認識しておりますので、今後、作成する成年後見制度や中核機関に関するチラシ等への明記も含め、検討してまいります。</p> <p>また、中核機関は重要な役割を担うこととなるため、その具体的な機能や体制については、他都市における事例等を参考にするとともに、成年後見制度に関わる関係機関等と協議を行いながら検討を進めてまいります。</p>
『施策2 制度利用に繋がる情報提供や相談の実施 (P.38、P.39)』	
<p>知的障がい者や精神障がい者などが成年後見制度を利用しようとしても、ハードルが高いと感じてしまう。当該制度について、もっと多くの方々に周知啓発してもよいのではないかと。</p> <p>また、知的障がいや精神障がいがあり、家族が金銭管理を行っている場合には、今後、家族も含めて高齢化が進んでいった際、どのような支援が利用できるのか。</p>	<p>ご意見のとおり、成年後見制度については、任意後見制度を含め、市民の方々にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。そのため、札幌市では、効果的な広報活動を検討のうえ、様々な場面で当該制度の普及啓発に努めてまいります。</p> <p>また、金銭管理に係る支援については、札幌市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業をはじめ、任意後見制度や成年後見制度の利用等によっても支援を受けることができますので、今後も、権利擁護支援に関して、より幅広く周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>法定後見の周知が十分ではなく、また、任意後見制度についてもなかなか理解されず、今日に至っているように見受けられる。例えば、法テラスや認知症カフェ等、開かれた雰囲気の中、具体的ケースを交えて、より幅広く周知徹底を図ってほしい。</p>	

意見の概要	市の考え方
『施策2 制度利用に繋がる情報提供や相談の実施 (P.38、P.39)』	
<p>成年後見制度を利用している方が転居をするにあたり、保証会社の審査がなかなか通らなかったことがある。不動産会社から、審査が通らない理由として、当該制度の利用が影響していると思われる旨説明があり、制度利用者の部屋探しをする際の難しさを感じた。このことは、促進法第3条第1項に規定するノーマライゼーションの理念に反しているし、当該制度趣旨が正しく理解されていないことが原因であると思われる。</p> <p>札幌市では、これまでも、関係者や一般市民向けのフォーラムやセミナーを開催してきたと思うが、これは興味関心がある方が参加すると思うので、制度理解が必要な方に対する働きかけや周知が必要ではないかと考える。</p> <p>成年後見制度を利用することで、差別や偏見、不利益が生じることがないように、保証会社や不動産会社、一般賃貸住宅のオーナー等も含め、正しい制度理解についての普及啓発を実施して欲しいと感じた。</p>	<p>誰もが安心して成年後見制度を利用できるようにするためには、成年後見制度が本人の生活を守り、権利擁護支援を図るための重要な制度であることを、多くの方々に知っていただくことが必要であると考えております。</p> <p>そのため、幅広い方々を対象として制度内容等に関する普及啓発活動を積極的に実施し、より多くの方々に正しい制度理解が図られるよう取り組んでまいります。</p>
『施策3 成年後見制度利用支援事業の推進 (P.40)』	
<p>申立件数を増やせるような体制整備を求める。必要としている方は年間50人以上は存在する。</p>	<p>成年後見制度の利用を必要としている方が、速やかに当該制度に繋がることができるよう、各専門職団体や関係機関等が参画する地域連携ネットワークを整備するとともに、当該ネットワークを効果的に機能させるための協議会や、その事務局等を担う中核機関の設置を進め、必要となる体制を整備してまいります。</p>

意見の概要	市の考え方
『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』	
<p>後見人がその活動を適切に行うためには、十分な知識が必要になることに加え、関係者と適宜情報共有を図っていくことが重要と考える。</p> <p>また、後見人は、被後見人の最期の生活を支えるため、大変責任の重い仕事である。</p> <p>そのようなことを理解した市民後見人が育ってくれば、少しは安心して後見業務を任せられると思う。</p>	<p>札幌市では、市民後見人を養成するための研修や、市民後見人候補者へのフォローアップ研修を実施し、関係者との情報共有の重要性を含め、後見活動に関する知識の習得を図っています。</p> <p>また、市民後見人からの後見活動に関する相談対応等を行うことで、その活動を支援しています。</p> <p>今後も、十分な知識等を有する市民後見人候補者を養成し、その活動を支援する取組を進めてまいります。</p>
『施策4 後見人となる人材の育成・活用 (P.41)』	
<p>市民後見人に係る養成講座等の受講者に対し、活動の働きかけは行わないのか。</p>	<p>養成講座等を受講した市民後見人候補者に対しては、年1回、活動ができる状況であるか否かの意向確認を行っております。</p> <p>また、市民後見人の受任に適した案件がある場合には、その都度、受任可能な状況であるか否かを聞き取っており、後見活動に係る働きかけを行っております。</p>

## 【第5章 計画の推進について】

意見の概要	市の考え方
『計画の推進体制 (P.48 ~ P.50)』	
<p>成果指標である、「成年後見制度の市民の認知度」の目標値33%について、基本目標Ⅱの内容と比較すると、目標値が低い印象を受ける。また、数字の根拠が分からない。</p>	<p>2018年度(平成30年度)に実施した成年後見制度に関する市民意識調査は、無作為抽出した市民5,000人(満18歳以上の男女)を対象に実施しており、その結果、当該制度の内容を知っていた方は26.8%であることを把握しました。</p> <p>本計画期間が、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間であることや本市の人口を鑑み、今後、より積極的な広報等を実施していくうえで、目標値の33%は決して低いものではないと認識しておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>また、目標値については、成年後見制度の利用・活用に関連の深いと考えられる40歳代以上の市民が本市人口の約2/3を占めており、計画期間中、そのうちの半数の方々に当該制度を知っていただきたいと考え、目標値を33%に設定しております。</p>
『計画の推進体制 (P.48 ~ P.50)』	
<p>成果指標として、「本人・親族申立ての報酬助成件数」を設定しているが、助成対象の拡大はいつから始まるのか。他の自治体では、すでに本人・親族申立てに対する報酬助成を実施しているところもあり、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会も要望書を提出している。本人の最低生活を守りつつ、専門職後見人の職務が正当に評価されるよう、遅くとも2021年度(令和3年度)から開始されるべきである。また、330件の根拠や累計が何を指しているか分からない。</p>	<p>成果指標の目標値330件については、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)の期間における、本人・親族申立ての報酬助成実施件数に係る累計値を示しており、促進法施行以後、助成対象を拡大した指定都市の助成件数の増加状況等を踏まえて設定しております。</p> <p>本市としても、助成対象の拡大を図ることは、成年後見制度の利用を促進するうえで重要な施策であると認識しておりますので、その実施時期については、ご意見のとおり、早期に開始ができるよう検討を進めてまいります。</p>





